

「こどもに関する各種データの連携による支援実証事業（地方
公共団体におけるデータ連携の実証に係る調査研究）」
各採択団体における成果報告書

広島県・府中町

PwC コンサルティング合同会社

2023年3月末

本報告書は、デジタル庁との間で締結された令和4年6月10日付の業務委託契約書に基づき、PwCコンサルティング合同会社が作成したものです。PwCコンサルティング合同会社は、本報告書に関連して、デジタル庁以外の第三者に対して、如何なる義務や責任も負いません。なお、PwCコンサルティング合同会社は、本報告書の日付後に発生した事象について、追加で報告をなし又は本報告書に反映させる責任を負うものではありません。

目次

| | | |
|-----|-------------------------------------|----|
| 1 | 実証事業の概要..... | 1 |
| 1.1 | 背景・目的..... | 1 |
| 1.2 | 実証事業の内容..... | 1 |
| 1.3 | システムの概要..... | 2 |
| 1.4 | スケジュール・実施体制..... | 3 |
| 1.5 | システムの開発費用..... | 6 |
| 2 | 支援業務の実施手順（システムを利用した運用フロー）..... | 7 |
| 2.1 | 連携システムを活用した支援の業務プロセス..... | 7 |
| 3 | 分析に必要なデータ項目の整理..... | 14 |
| 3.1 | 取得・共有・分析するデータ項目..... | 14 |
| 3.2 | データレイアウトの検討..... | 15 |
| 4 | データを扱う主体の整理・役割分担..... | 16 |
| 5 | 個人情報の適正な取扱いに係る整理..... | 16 |
| 5.1 | 個人情報の取扱いに係る法的整理..... | 16 |
| 5.2 | プライバシー・倫理面での整理や対象となることもや家庭への周知..... | 17 |
| 6 | システム企画..... | 19 |
| 6.1 | データ連携方式..... | 19 |
| 6.2 | 連携に必要な機能..... | 20 |
| 6.3 | 情報へのアクセスコントロールの整理..... | 29 |
| 6.4 | 安全管理措置..... | 33 |
| 7 | データの準備..... | 36 |
| 7.1 | データの取得..... | 36 |
| 7.2 | 情報のデジタル化の検討..... | 37 |
| 7.3 | 名寄せ..... | 40 |
| 7.4 | データ分析のための加工..... | 41 |
| 7.5 | マスキング..... | 41 |
| 7.6 | 外字..... | 42 |
| 8 | システムによる判定基準の設計と評価..... | 42 |
| 8.1 | データ分析と分析結果の評価..... | 42 |
| 8.2 | 判定基準の構築と評価..... | 50 |
| 9 | 事業効果の評価・分析..... | 51 |
| 9.1 | 支援業務の試行結果..... | 51 |
| 9.2 | 今後の取組..... | 56 |
| 10 | 全国的な展開方策の検討..... | 57 |
| 11 | まとめと今後の課題..... | 57 |
| | （別添資料）..... | 59 |

1 実証事業の概要

1.1 背景・目的

昨今、児童虐待や不登校の増加が課題になる中、広島県・府中町においても、支援の遅れや問題の長期化といった状況が発生している。また、支援の実行に際しても、各部署や学校で個人情報情報を慎重に管理しているため、横串で支援に必要な情報の有効活用ができていない状況である。また、母子保健の情報を就学後に引き継ぐ仕組みがない等、教育と福祉の連携が不十分な状況にあった。

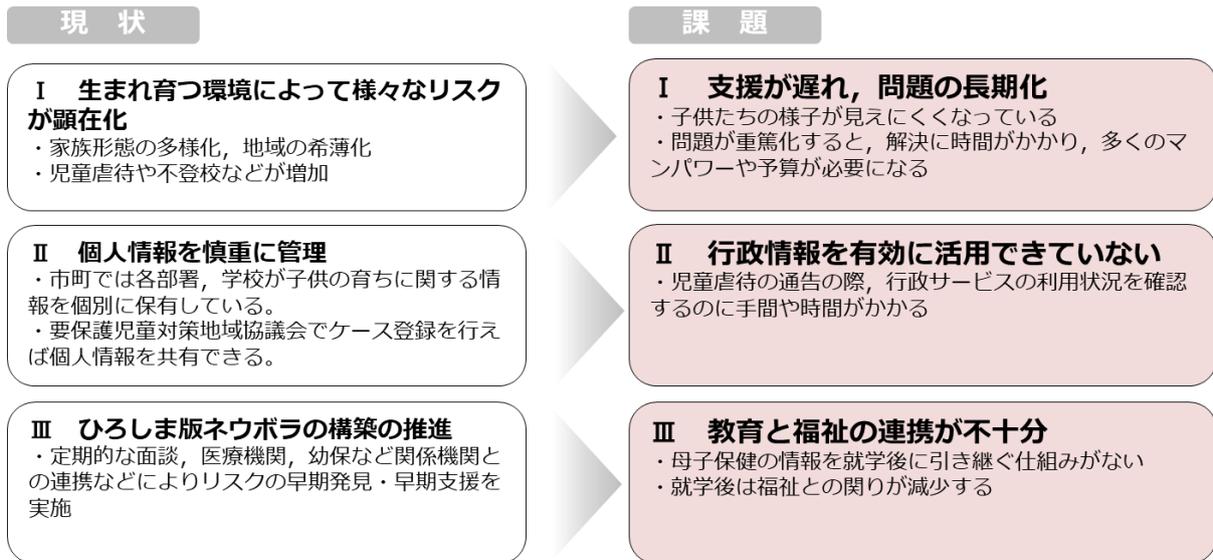


図 1-1 広島県における現状と課題¹

こうした状況を踏まえ、令和元年度から広島県では、こどもの育ちに関係する様々なリスクを表面化する前に把握し、予防的な支援を届けることにより、様々なリスクからこどもたちを守り、こどもたちが心身ともに健やかに育つことを目的としてこどもの予防的支援構築事業をモデル市町である府中町などで進めてきたところである。

上記の事業を進める中で、個人情報の利用に係る制約、情報セキュリティポリシーガイドラインの制約、税情報の活用に係る制約、転居時の情報引継ぎなどの国レベルの課題が顕在化してきた状況にある。そのため、今回の事業において、各省庁の協力を得ながら、これらの課題の解決策を探ることとなった。

1.2 実証事業の内容

広島県府中町では、本実証事業の前から、福祉部門や教育部門が保有する府中町在住の15歳（中学校3年生）までのこどもの育ちに関するデータを統合・分析するシステムを開発しており、令和3年3月にモックアップレベル²が完成していた。今回の実証事業においては、これらの資産・経験を活用しながら、福祉や教育などのこどもの育ちに関係する様々な情報を基に、こどもデータ統合システム³を構築、児童虐待などのリスク予測を行

¹ 広島県、「子供の予防的支援構築事業」

² 完成後のデザインやイメージを検証するためのサンプル。

³ 今回、広島県・府中町にて開発したシステムの名称。

う仕組みを構築する。このデータ連携システムから得られたリスク予測結果やその他参考情報を参考として、子ども家庭総合支援拠点が対象者を決定し、調査を踏まえて、予防的な支援を継続的に行うことを計画している。業務プロセスのイメージは下図の通り。

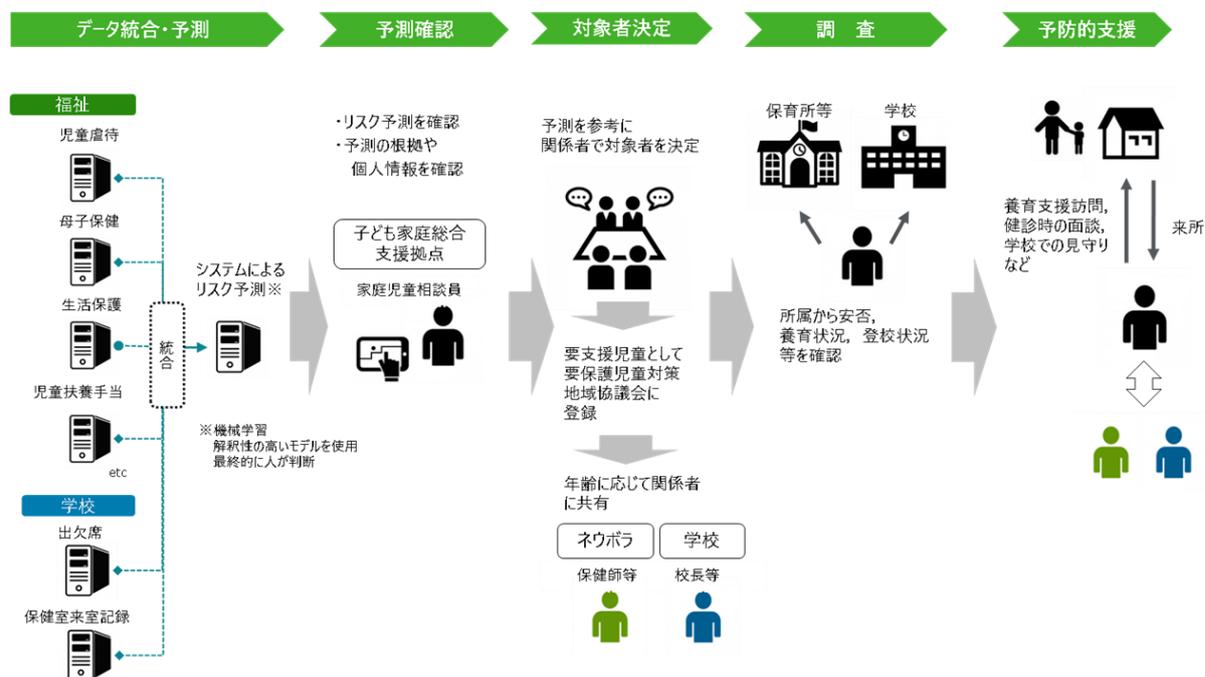


図 1-2 業務プロセスのイメージ

1.3 システムの概要

本実証事業で構築するシステム概要は下図の通り。首長部局システムや教育委員会部局システムとともに、新たに家庭児童相談システムのデータを連携し、そのうえで、データ連携システムであることもデータ統合システム上に、リスク判定機能を実装する。

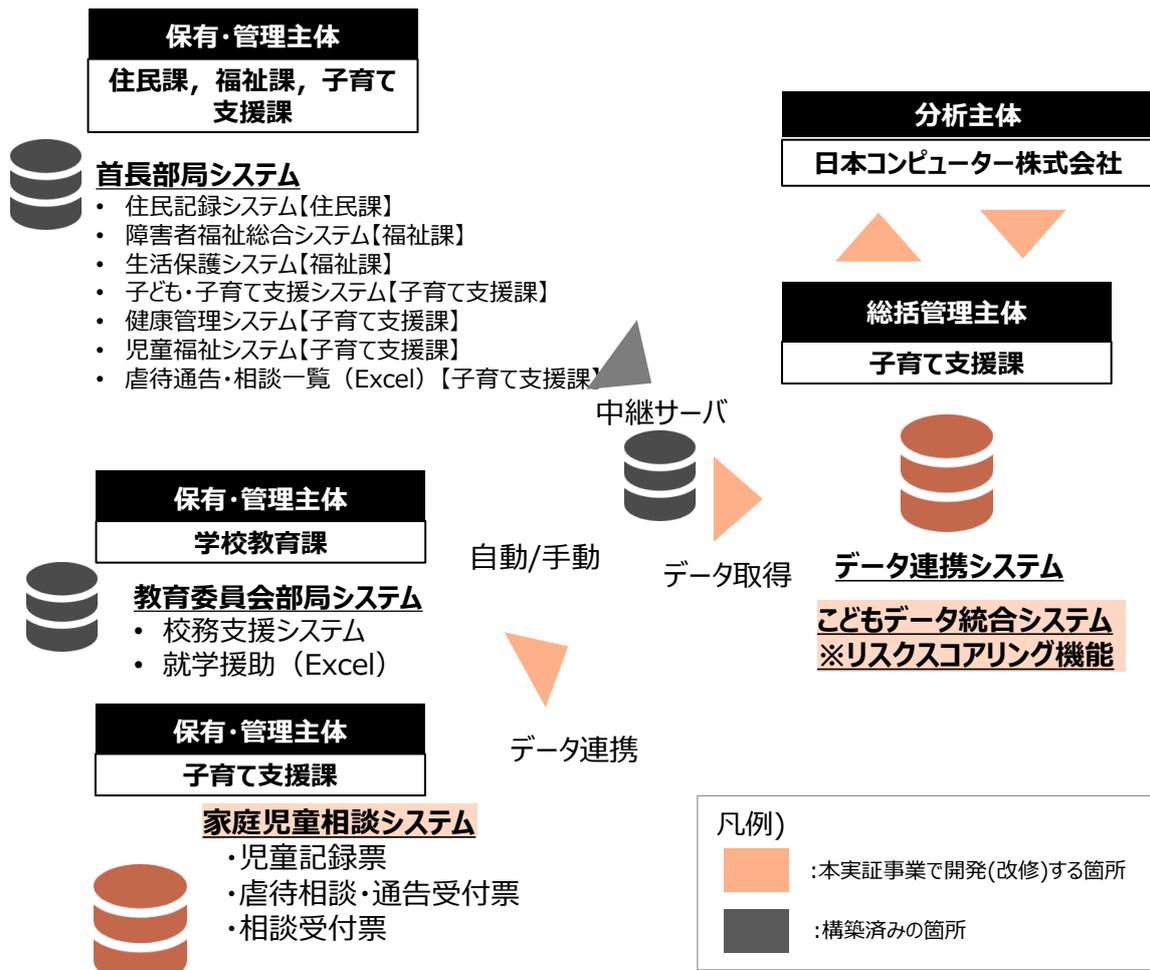


図 1-3 システム概要図

1.4 スケジュール・実施体制

1) スケジュール

① 実施体制の整理や法的整理期間

本実証事業では、まず、実施体制の整理に取り組んだ。実証事業の準備段階から、実施体制やデータを扱う主体の整理・役割分担の検討を進め、令和4年6月中には体制の整理を完了させた。

法的整理については、まず、実証事業開始前の段階で、今回取り扱う個人情報がある目的外利用であるという整理を行い、令和2年3月に個人情報保護審査会に諮問し、承認を得ている。本実証事業期間では、プライバシー・倫理面の整理として、令和4年8月から9月にかけて3名の有識者にヒアリングを行い、事業に関わる職員向けのガイドライン（利用規程）の作成、住民向けの事業説明（チラシ、HP更新など）等の実施を検討してきた。本件は、今年度事業の終了段階でも継続課題となっている。これらの経緯・詳細は第5章で述べる。

② システム開発期間

まず、データ取得部分については、家庭児童相談システムの導入が重要なポイントであった。本件は、令和4年6月から7月中旬にかけて仕様作成を行い、その後2か月間のプロポーザル期間を設け、10月に業者を決定、11月から開発に入り、令和5年2月中旬に検証フェーズへ移行した。

次にデータ連携について、令和3年度までに校務支援システムを含む個別システムから自動でデータ抽出するための改修を行い、データ統合に係る設計などを実施し、本実証事業期間である令和4年8月に、こどもデータ統合システムが完成した。また、新たに導入した家庭児童相談システムとの連携を令和5年2月に実施した。

こどもデータ統合システムとのデータ連携から分析、リスク判定機能の検討については、令和4年9月に仕様検討、10月に設計を完了させ、10月下旬から実際の分析作業を開始、令和5年1月の中間報告を経て、2月に一旦完了させた。今後も、分析精度の向上は継続課題である。今後、学校側のデータを利用した分析モデルに基づくシステムの構築を進めていく予定である。

本実証事業は、広島県のモデル事業として令和元年から取り組んでいて、仕様検討やデータレイアウト等の要件定義を実証事業前から進められていたので、ほぼ計画通りに進捗させることができた。一からシステムを構築する場合には、単年で実装を完了させるのは困難であると想定される。

③ 効果検証

まず、本実証事業では、効果検証にかかる指標の検討に取り組んだ。今回、効果検証の観点としてはa.業務効率化、b.効果検証に向けたロジックモデルの検討、である。aについては、そもそも業務効率化を目的とした事業ではないものの、副次的な効果として資料作成時間の短縮等が見込まれたため、令和4年9～10月の2か月間、通常業務を行いながら、都度、相談業務にかかる時間を計測、記録し、システム導入による効果検証用のデータを準備した。bについては、広島県・府中町で協議を繰り返しながら、現時点版のロジックモデルの案を11月に完成させた。また、実際にリスク判定機能に基づくアウトリーチ型支援の検証について、令和5年3月には調査仕様を確定し、実際に支援を必要とするこどもの調査を行った。

| | | 2022年 | | | | | | 2023年 | | | | |
|---------------------------------|-------------------|-------|----|----|----|-----|-----|-------|----|----|----|--|
| | | ~6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | |
| 体制の整備 | 実施体制検討 | ▶ | | | | | | | | | | |
| | データを取扱う主体の整理・役割分担 | ▶ | | | | | | | | | | |
| 個人情報の取扱に関する整理 | | | ▶ | | | | | | | | | |
| システム開発 (家児相システム) | 仕様検討 | ▶ | | | | | | | | | | |
| | プロポーザル | | | ▶ | | | | | | | | |
| | 開発 | | | | | | ▶ | | | | | |
| | 検証 | | | | | | | | | ▶ | | |
| システム開発 (個別改修) | 開発 | | ▶ | | | | | | | | | |
| システム開発 (データ連携、分析・リスク判定機能の検討) | 仕様検討・設計 | | | | ▶ | | | | | | | |
| | データ分析・リスク判定機能の検討 | | | | | | ▶ | | | | | |
| 効果検証 | 検証方法設計 | | ▶ | | | | | | | | | |
| | 効果検証 | | | | ▶ | | | | | | ▶ | |
| | 成果と課題検証 | | | | | | | | ▶ | | | |
| 報告書作成 | 全国的な展開検討 報告書作成 | | | | | | | | ▶ | | | |

図 1-4 実施スケジュール

2) 実施体制

本実証事業の実施体制は下図の通り。府中町福祉保健部を中心にプロジェクトを推進した。広島県健康福祉局子供未来応援課が事業支援、府中町教育委員会が学校情報の連携、日本コンピューター株式会社（以下「日本コンピューター」という。）がシステム開発・運用を担当している。

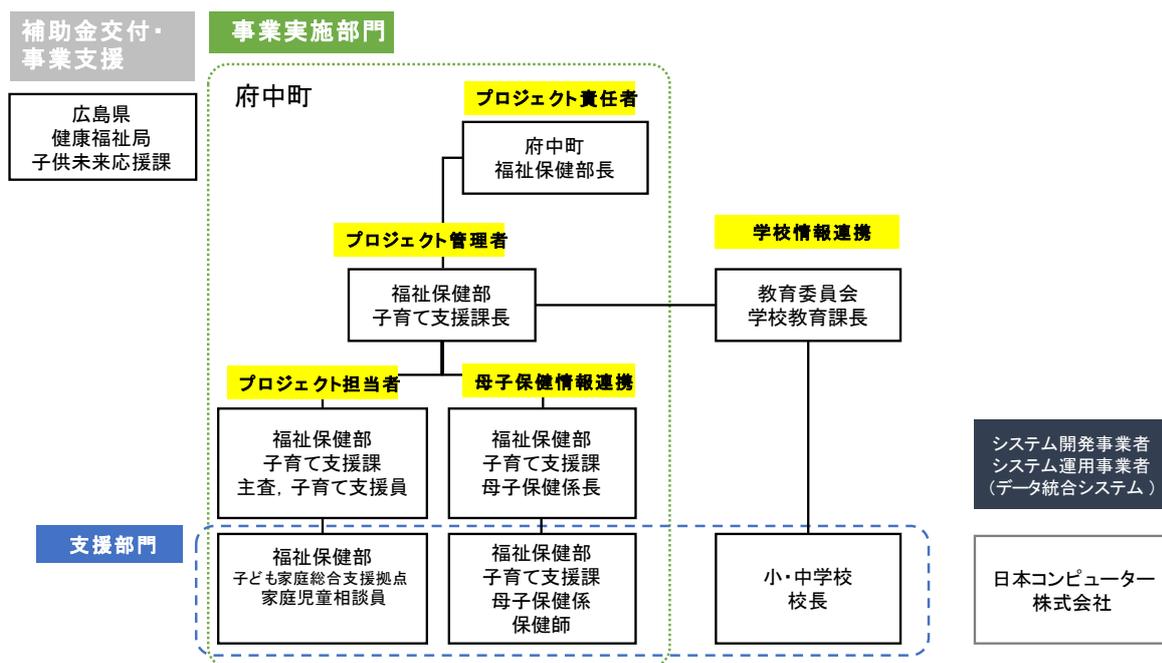


図 1-5 実施体制図

1.5 システムの開発費用

今年度の実証事業費用は、総額で36,701千円（税抜）であった。主にデータの取得にかかる部分、データ連携・共有・分析にかかる部分に費用がかかっている状況である。データ取得部分については、家庭児童相談システムとして、シャープマーケティングジャパン株式会社のパッケージシステムである「児童家庭相談システム」を導入した。また、富士通Japan株式会社にて、家庭児童相談システムに住民基本台帳等のデータを連携するための改修を行っている。データ連携・共有・分析については、日本コンピューターのパッケージシステムである「WEL-MOTHER」をベースに、開発を行った。日本コンピューターでは、株式会社データビークル（以下「データビークル」という。）と連携しており⁴、WEL-MOTHERで蓄積されたデータを、データビークルの提供する分析ツールdataDiver⁵を用いて分析する業務を請け負っている。今回も、同様の形でdataDiverを用いた分析を行った。

なお、昨年度末までに、個別システムからのデータ連携のためのシステム改修（校務支援システムから自動でデータ抽出するための改修等）を実施済みであったため、今年度は、その費用が発生していないことに注意が必要である。

⁴ 日本コンピューター株式会社 ニュースリリース「(株)データビークルのデータ分析ツール「dataDiver」と 弊社「WEL-MOTHER」による虐待予防データ分析事業を開始」 URL: https://www.nck.co.jp/news/data_analyze/

⁵ dataDiver 製品ページ URL: <https://www.dtvcl.com/product/datadiver/>

表 1-1 システム開発費用の内訳

| 項目 | 費用（千円、税抜） |
|-----------------------------------|-----------|
| 1.情報連携システム構築費用（こどもデータ統合システム） | |
| ソフトウェア開発費 | 4,400 |
| ハードウェア費用（サーバ類） | 2,500 |
| 2.システム構築費用（家庭児童相談システム） | |
| ソフトウェア開発費 | 5,990 |
| ハードウェア費用（サーバ類） | 1,235 |
| 3.データ連携に必要な費用（データ準備） | |
| 家庭児童相談システムに係るこどもデータ統合システムとの連携改修費用 | 4,200 |
| 家庭児童相談システムに係る住民記録データとの連携改修費用 | 1,989 |
| 4.データ取得・移行作業費 | 1,275 |
| 5.システム運用保守費用 | 3,762 |
| 6.データ分析・判定ロジック開発費用 | 2,400 |
| 7.その他（実証事業に関わる対応費用等） | 8,950 |
| 合計 | 36,701 |

今回は府中町の環境にシステムを構築するオンプレミス型⁶のシステムとしたが、各自治体で同じコストを負担することは財政的に難しい可能性がある。今後、他の自治体へ展開していくにあたっては、クラウド型のシステムにして導入コストを低減していくことも必要であろう。また、データ抽出にかかるコスト（工数）も課題である。今後、庁内の各システムがデータ抽出に標準的に対応していくことが望まれる。

2 支援業務の実施手順（システムを利用した運用フロー）

2.1 連携システムを活用した支援の業務プロセス

本実証事業で開発した「こどもデータ統合システム」によるリスク判定結果は、職員が支援を検討する1つのインプットとして位置付けている（下図2-1）。実証期間中は、「こどもデータ統合システム」によってリスクスコアが算出されたのち、子ども家庭総合支援拠点⁷の家庭児童相談員がリスクスコア⁸に従って、図2-2のように支援

⁶ アプリケーションごとに個別の動作環境（データセンタ、ハードウェア、サーバ等）を準備し、自らコントロールする従来型のシステム構築手法。

⁷ 子ども家庭総合支援拠点は、平成 28 年 5 月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 63 号）に基づき設置されている。同法にもとづく平成 29 年 3 月 31 日「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について」（雇児発 0331 第 49 号）にて、「市区町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要綱を定めた。

⁸ リスクスコアとは、虐待のリスク判定機能によって算出された「虐待ありと予測される確率」パーセンテージで示した（リスクスコア 50%のこどもを集めると半分は虐待ありと予測される）数値である。ただし、本機能構築にあたって行った分析は縦断的なものではないため、「確率」の解釈には注意が必要である（詳しくは第 8 章を参照のこと）。今回、データ分析の結果としてリスクスコアを算出し、仮に 50%を判定基準とした場合のプロセ

の対象とするか否かを判断する。今回の実証事業では、仮にリスクスコア50%以上のこどもを対象として、予防的支援の実施を検討した。データ分析及びリスクスコアの検討経緯についての詳細は第8章で述べるが、今回は、まず、支援の幅を広げていくべき対象としての優先度の高さや職員の対応可能件数を考慮し、50%を閾値（仮の判定基準）として検討を進めた。

スを検討しているが、今後、50%未満についても検討を進める予定である。例えば、今年度の検討過程では、リスクスコアが15%以上20%未満の子供に対しては、これまで把握していなかったかどうかを確認した上で、さらに年齢に応じた追加の状況確認を行う等の案も検討された。現場の業務担当者の専門的な知見を踏まえ、追加的な検討を行う予定である。

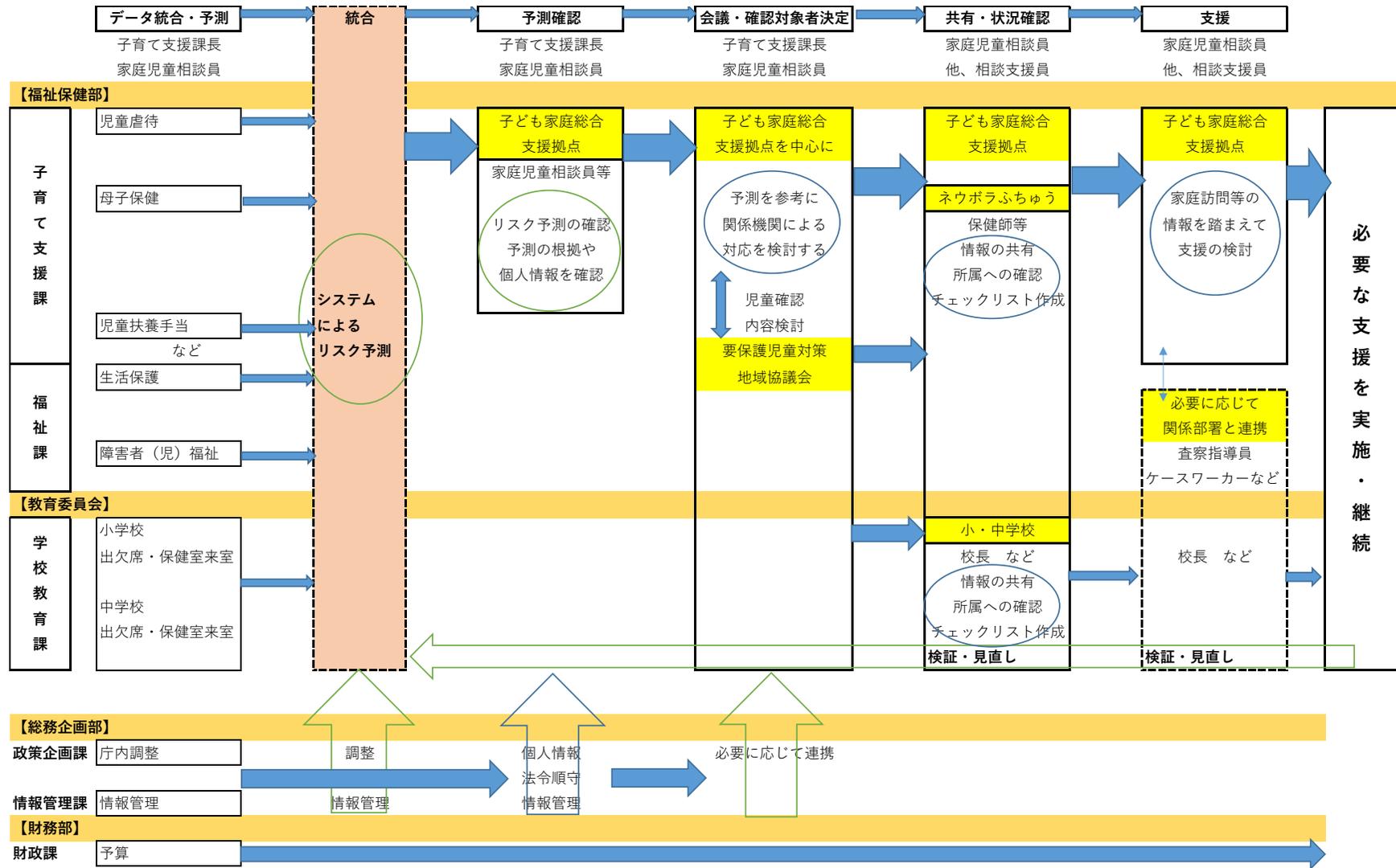


図 2-1 支援体制

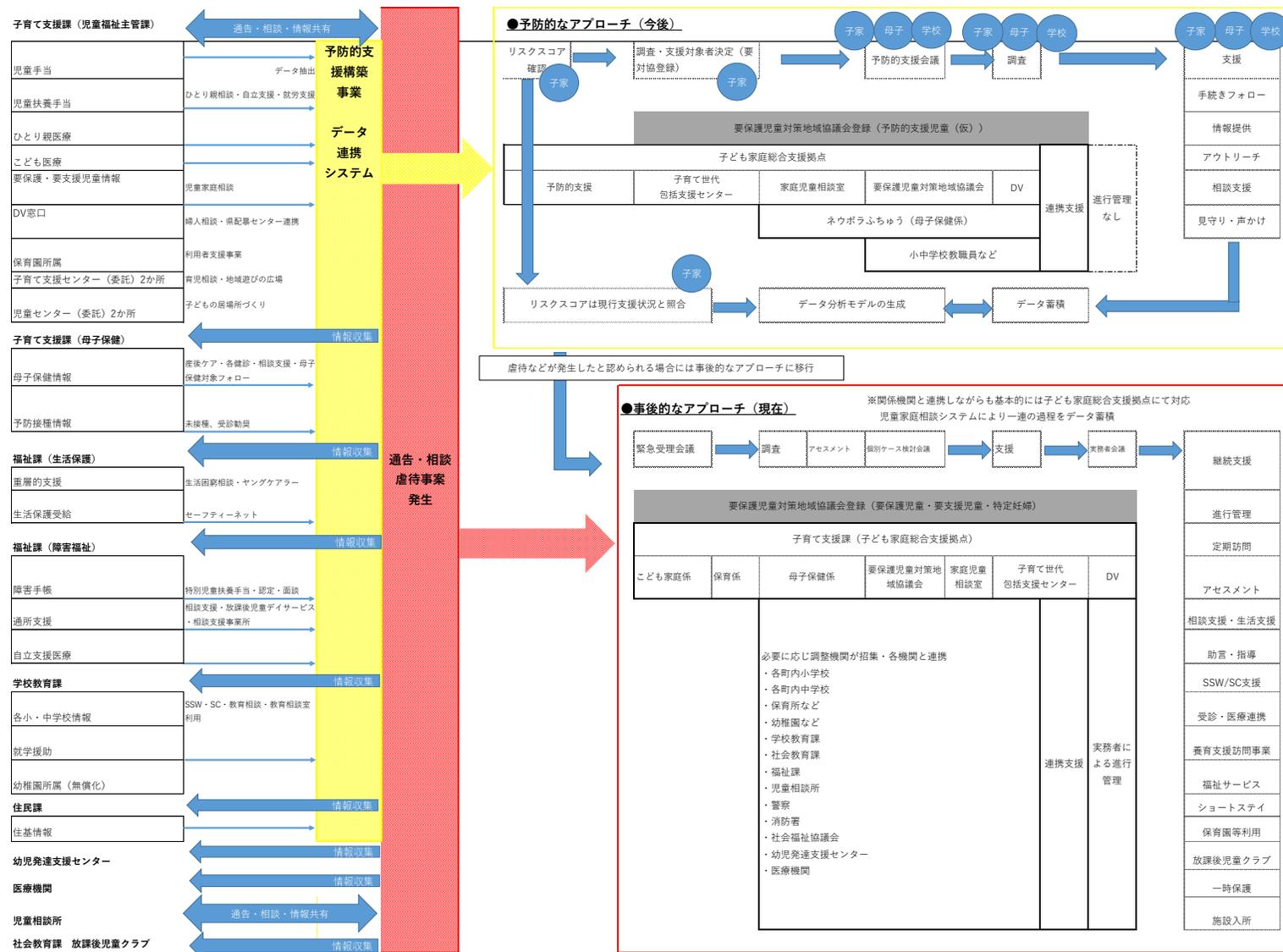


図 2-2 業務フローの全体像

今回のフローは、就学後と就学前で別のフローになる。

就学後の子どもについては、一旦、システムによる判定で虐待のリスク有と判断された子どもについて、必要な情報を収集し、学校での人によるアセスメントを踏まえ、支援強化の必要性を判断する、新たな業務プロセスを検討した。

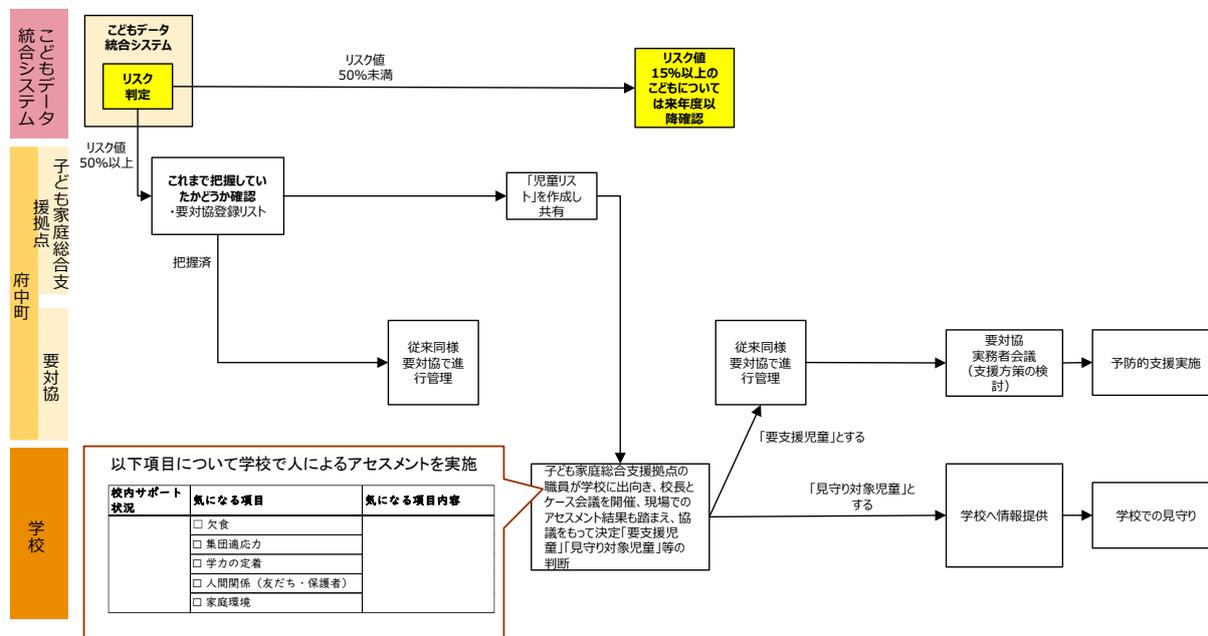


図 2-3 就学後の子どもに関する業務フロー

上記検討にもとづき、今回の実証事業では、リスクスコアが50%以上となった町立小学校在籍44名（うち既に要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）登録15名）について調査を行った。調査の流れは下記の通り。なお、本報告書の別添資料として、今回実施した調査に関する資料（「2）子どもの予防的支援構築事業に係る調査の流れ（就学後第1回）」を添付しているので合わせて参照されたい。

1. 府中町長が本調査の詳細を示し、教育長へ調査依頼をする。
2. 学校教育課要対協担当者に児童リストを提出する。
3. 学校教育課要対協担当者から各学校に調査依頼を行う。
4. 児童リストをもとに、各学校にて「校内サポート状況」「気になる項目チェック」を行う。
5. 本調査ヒヤリング日を各学校長と子育て支援課が日程調整のうえ決める。
6. 学校長と子ども家庭総合支援拠点職員が児童リストを用いてヒヤリングを行い、児童リストをもとに「要支援児童」「見守り対象児童」「支援を必要としない児童」を決定する。

表 2-1 調査にかかるチェックシートのイメージ（就学後）

| 第1回見守り対象児童に係る調査 | | | | | 所属学校名： | | |
|-----------------|------|----|-----|----------|--|----------|--------------------------------------|
| No. | 児童氏名 | 年齢 | 要対協 | 校内サポート状況 | 気になる項目 | 気になる項目内容 | 結果 |
| 1 | | | | | <input type="checkbox"/> 欠食 | | <input type="checkbox"/> 要支援児童 |
| | | | | | <input type="checkbox"/> 集団適応力 | | <input type="checkbox"/> 見守り対象児童 |
| | | | | | <input type="checkbox"/> 学力の定着 | | <input type="checkbox"/> 支援を必要としない児童 |
| | | | | | <input type="checkbox"/> 人間関係（友だち・保護者） | | |
| | | | | | <input type="checkbox"/> 家庭環境 | | |
| 2 | | | ○ | | <input type="checkbox"/> 欠食 | | <input type="checkbox"/> 要支援児童 |
| | | | | | <input type="checkbox"/> 集団適応力 | | <input type="checkbox"/> 見守り対象児童 |
| | | | | | <input type="checkbox"/> 学力の定着 | | <input type="checkbox"/> 支援を必要としない児童 |
| | | | | | <input type="checkbox"/> 人間関係（友だち・保護者） | | |
| | | | | | <input type="checkbox"/> 家庭環境 | | |

他方で、就学前のこどもについては、母子保健係にて健診時における人によるアセスメントを行い、その結果を踏まえ支援強化の必要性を判断する、新たな業務プロセスを検討した。

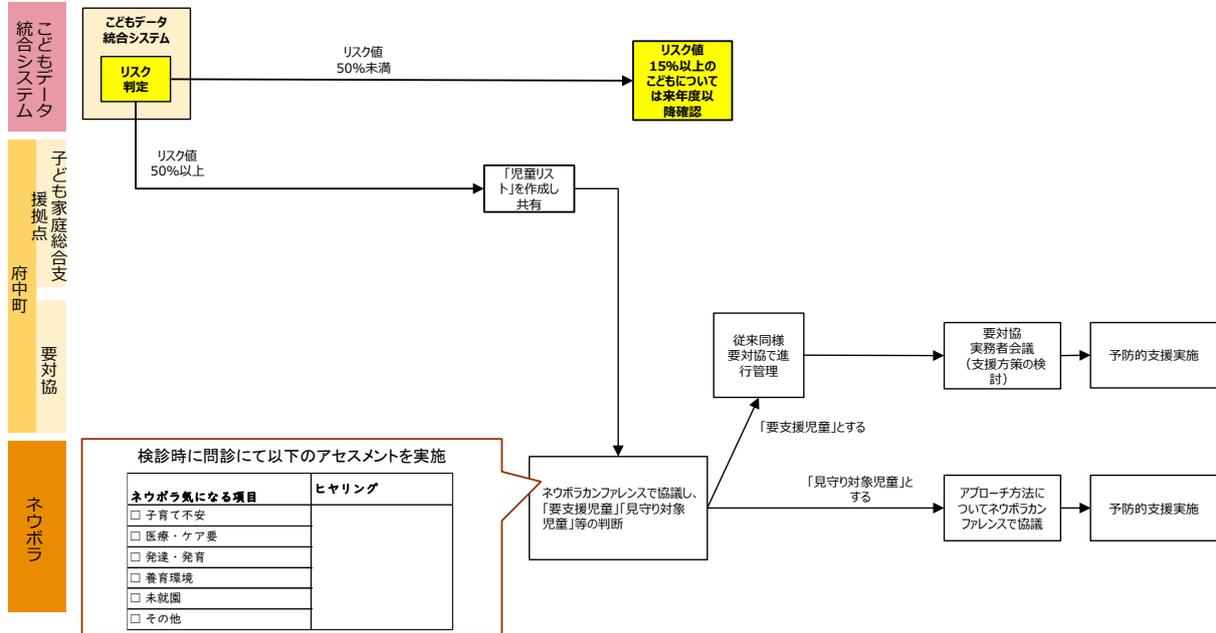


図 2-4 就学前のこどもに関する業務フロー

上記の検討にもとづき、今回の実証事業では、計14名（うち既に要対協登録7名）について調査を行うこととした。調査の流れは下記の通り。なお、本報告書の別添資料として、今回実施した調査に関する資料（「3）子どもの予防的支援構築事業に係る調査の流れ（就学前第1回）」を添付しているので合わせて参照されたい。

1. 児童リスト（就学前）は子ども家庭総合支援拠点で作成し、調査を行う。
2. 児童リストについて、健診情報や問診情報をもとに「気になる項目」をチェックする。
3. ネウボラ⁹カンファレンス（1歳半及び3歳児健診後に行われる協議（月に4回））において、「子どもデータ統合システム」の情報、健診情報及び児童リストをもとに協議し、「要支援児童」「見守り対象児童」を決

⁹ 府中町で設置している、子育て世代包括支援センターの通称「ネウボラふちゅう」を指す。

める。「見守り対象児童」とは、ネウボラでフォローしている「母子保健管理」（要対協よりリスクの低いフォロー対象）ではない、「これまで把握していない支援の必要な児童」とする。

4. 3歳児健診以降に、保育所などへの引継ぎがなされない児童で、地区担当保健師が継続した見守りがあったほうが望ましいと思う児童を見つける。

表 2-2 調査にかかるチェックシートのイメージ（就学前）

| 第1回見守り対象児童に係る調査(ネウボラ) | | | | | | | |
|-----------------------|------|----|-----|---------------------------------|-------|---|-------------------------------|
| No. | 児童氏名 | 年齢 | 要対協 | ネウボラ気になる項目 | ヒヤリング | 母子保健管理 | アプローチ |
| 1 | | | | <input type="checkbox"/> 子育て不安 | | <input type="checkbox"/> 要管理児童 | <input type="checkbox"/> 母子保健 |
| | | | | <input type="checkbox"/> 医療・ケア要 | | <input type="checkbox"/> 地区管理児童 | <input type="checkbox"/> 拠点 |
| | | | | <input type="checkbox"/> 発達・発育 | | <input type="checkbox"/> 3歳以降フォロー要(見守り児童) | |
| | | | | <input type="checkbox"/> 養育環境 | | <input type="checkbox"/> 要対協(要支援児童) | |
| | | | | <input type="checkbox"/> 未就園 | | | |
| | | | | <input type="checkbox"/> その他 | | | |
| 2 | | | ○ | <input type="checkbox"/> 子育て不安 | | <input type="checkbox"/> 要管理児童 | <input type="checkbox"/> 母子保健 |
| | | | | <input type="checkbox"/> 医療・ケア要 | | <input type="checkbox"/> 地区管理児童 | <input type="checkbox"/> 拠点 |
| | | | | <input type="checkbox"/> 発達・発育 | | <input type="checkbox"/> 3歳以降フォロー要(見守り児童) | |
| | | | | <input type="checkbox"/> 養育環境 | | <input type="checkbox"/> 要対協(要支援児童) | |
| | | | | <input type="checkbox"/> 未就園 | | | |
| | | | | <input type="checkbox"/> その他 | | | |

また、見守り対象児童にかかる支援については下記の通り。

1. 見守り対象児童へのアプローチをネウボラカンファレンスにおいて協議する。
2. 基本的には健診時に「サポートTEL」のお知らせを子育て支援課母子保健係で行い、「予期できる連絡」としたうえで、子ども家庭総合支援拠点から児童の保護者にタイミングをみて連絡する。
3. 「サポートTEL」のお知らせができない場合は、「イクフレカード事業¹⁰」による「子育て広場の案内」や「健診及び予防接種未受診」のフォロー、「利用者支援事業」の「未就園」へのフォローなど個別のアプローチを子ども家庭総合支援拠点がいき、自発的な相談を行ってもらえるようにする。
4. 「サポートTEL」により、支援の要望があった場合は、「養育支援訪問事業」の利用を勧め、訪問などで相談支援を継続する。
5. 児童の保護者から「主体的な相談」があることが効果指標の一つで、継続した支援の中で、生活改善などのアンケートが取れるようにしていく。

以上については、別添資料も参照されたい。

予防的支援実務における支援策の一覧は下表の通り。

¹⁰ 府中町で実施している子育て応援事業。府中町子育て応援サイト イクフレ

表 2-3 支援策の一覧

| 部署 | 内容 |
|-----------------------|--|
| 児童福祉 (子ども家庭総合支援拠点) | <ul style="list-style-type: none"> ・イクフレカード登録者への電話 ・養育支援訪問事業の専門的支援・家事育児支援 ・電話・来所・訪問での相談支援 ・転入・各手続きのサポート ・手当・給付業務との連携した面談 ・現行の支援メニューの紹介 ・要対協を活用した関係機関と連携した見守り ・児童センターを活用した遊びの提供 ・個別の状況に応じたアプローチ（アウトリーチ）による支援 <p>【対象：0歳～18歳までの児童及びその家庭】</p> |
| 母子保健・子育て支援 (ニューボラ) | <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健診等の面談 ・健診後の継続したフォロー（電話・訪問・オンライン面談） ・現行サービス（産後ケアなど）の情報提供・利用勧奨 ・医療機関と連携した相談支援 ・健診未受診・予防接種未接種のフォロー電話 ・3歳児健診以降の所属の確認などの連絡 <p>【対象：妊婦及び未就学の児童及びその家庭】</p> |
| 学校 | <ul style="list-style-type: none"> ・気になる児童の情報共有 ・児童生徒の見守り、観察 <p>【対象：町内小中学校に在籍している児童生徒】</p> |

3 分析に必要なデータ項目の整理

3.1 取得・共有・分析するデータ項目

今回の実証事業で連携したデータ項目は以下の通りである。データ項目の検討は、検討当初は手探りであったが、府中町にて、実際に現場で支援者が活用しているリスクアセスメントの観点（経済面、能力面、関係性）や、厚生労働省における要対協関連マニュアル¹¹を踏まえ、これらの観点についてどのようなデータが府中町にて取得可能かを検討し、項目を選定していった。今後も必要なデータについては、虐待との関連性を確認し、不要と判断した場合には取得を行わないことにする。

表 3-1 データ項目一覧

| No. | システム名 | データ名 |
|-----|----------------|-----------|
| 1 | Misalio 住税 | 住民記録 |
| 2 | 生活保護システム「ふれあい」 | 生活保護受給 |
| 3 | MCWELL 障害者福祉 | 障害者手帳（身体） |
| 4 | | 障害者手帳（療育） |
| 5 | | 障害者手帳（精神） |
| 6 | | 障害者通所支援 |
| 7 | Misalio 児童福祉 | 児童扶養手当 |

¹¹ 厚生労働省、「要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）スタートアップマニュアル」

URL: <https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv14/>

| | | |
|----|---------------------------|--|
| 8 | | ひとり親医療 |
| 9 | | 子ども医療費助成 |
| 10 | | 児童手当 |
| 11 | Misalio 子ども子育て支援 | 保育所所属 |
| 12 | ネウボラかるて | 妊娠届出 |
| 13 | | 妊婦健康診査 |
| 14 | | 妊産婦歯科健診 |
| 15 | | 母子手帳交付 |
| 16 | | 母子手帳交付別冊 |
| 17 | | 乳児健診 |
| 18 | | 4か月児健診 |
| 19 | | 1歳6か月児健診 |
| 20 | | 3歳児健診 |
| 21 | | 予防接種 |
| 22 | | 訪問記録（支援記録） |
| 23 | 統合型校務支援システム Te-Comp@ss | 名簿、出席・欠席、健康診断（虫歯未治療）、虐待 チェックリスト ¹² |
| 24 | 就学援助（Excel） | 就学援助 |
| 25 | 虐待通告・相談一覧（Excel） | 虐待通告・相談一覧 |

データの保存期間について、虐待のケースが起きている場合、厚生労働省では、現在の指針で、原則25歳まで、対象のこどもの記録をまとめた「児童記録票」の保存を求めている¹³。他方で、今回のシステムにおいては、虐待がまだ発生していない段階での情報であるため、18歳まで記録を保管し、利用期間を過ぎたら削除という方針である。18歳の区切りは、児童福祉法に定める児童の年齢を参照している。

3.2 データレイアウトの検討

今回、こどもデータ統合システムは基本的に連携元のデータレイアウトに合わせる形で開発した。また、ETL ツール¹⁴を用いることで、効率的にデータ連携が可能になるようにしている。標準的なデータレイアウトに対応するためには、こどもデータ統合システムの設計変更や連携元システムの改修等が必要となり、その分、設計、開発、テストの工数が発生する。これらの工数やコストを考慮すると、本実証事業期間中に標準的なデータレイアウトに対応させるのは困難であると判断した。今後、デジタル庁が進めている地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化に準拠していく予定である。

¹² 文部科学省発行の『学校・教区委員会等向け虐待対応の手引き』に掲載の教師が虐待のリスクをアセスメントするためのチェックリスト。

¹³ 令和5年3月29日 子発0329第14号 厚生省児童家庭局長「児童相談所運営指針について」

URL:<https://www.mhlw.go.jp/content/000928174.pdf>

¹⁴ データを抽出（Extract）し、変換・加工（Transform）して、連携先に情報として配信（Load）するツール。

4 データを扱う主体の整理・役割分担

データを扱う主体、役割分担は下図の通り。総括管理主体として府中町福祉保健部子育て支援課、保有・管理主体として、連携するシステムを管理する府中町各課、分析主体は日本コンピューター、活用主体は子育て支援課である。

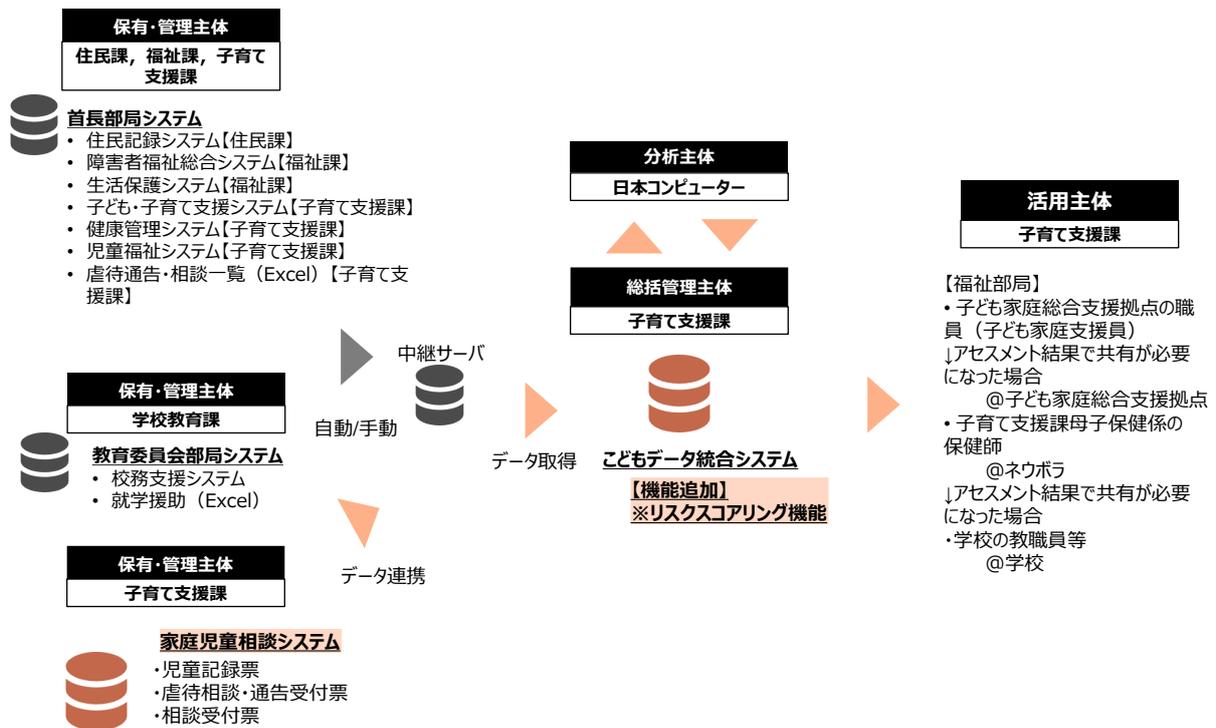


図 4-1. データを扱う主体の整理・役割分担

5 個人情報の適正な取扱いに係る整理

5.1 個人情報の取扱いに係る法的整理

実施機関である府中町において、各課が保有する個人情報それぞれの事務目的のために収集した情報であるという前提に立ち、本実証事業における個人情報の取扱を目的外利用として判断し、要配慮個人情報については個人情報保護審査会に諮問し、目的外利用に必要な「相当な理由」について整理を行った。その結果、本実証事業において、町が保有するデータを共有することは、府中町個人情報保護条例第8条1項第6号¹⁵に規定される「相当な理由」があると認められた。

¹⁵ 第8条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(相当の理由)

- 社会的背景、児童福祉法改正の趣旨及び国の要請（実情の把握、児童虐待の予防など）通り、本実証事業を進めることの必要性が高いこと
- 問題への対応は、本実証事業の通り、情報の共有を進めることによってしか解決できないこと。
- 情報共有するリスクの基準が具体的であり、支援の必要性が高いことも及びその家庭に限定していること。

5.2 プライバシー・倫理面での整理や対象となる子どもや家庭への周知

令和5年4月に全面施行される改正個人情報保護法への円滑な対応や、行政の様々なデータを収集し、機械学習によるデータ分析によるプライバシー権侵害への対応を検討するため、8月～9月にかけて、有識者へのヒアリングを実施した。

表 5-1 有識者ヒアリングの概要

| 日程 | 有識者 | 主なヒアリング項目 |
|-----------|--------------------------|---|
| 令和4年8月18日 | 中央大学 石井 夏生利 教授 | ・ 今回の事業で扱う情報の機微性とプライバシー侵害のリスク（本人が予想しない形でのデータ利用） ・ 利用目的の明示や本人同意の必要性 |
| 令和4年9月9日 | ひかり総合法律事務所 板倉 陽一郎 弁護士 | ・ 個人情報の目的内利用の適用可能性 ・ 住民向け周知の必要性 ・ EU における一般データ保護規則（GDPR）による自動処理に基づく意思決定の規制、意思決定にかかる人の介在の必要性 |
| 令和4年9月14日 | 慶應義塾大学 山本 龍彦 教授 | ・ 関係者のデータリテラシーの重要性 ・ 適切なデータの選択（差別等の考慮） ・ 個人情報保護法に基づく自己情報開示請求への対応 |

上記のヒアリングに加え、デジタル庁の子どもに関する各種データの連携に係るガイドライン策定検討委員会における有識者意見やGDPRの動きを踏まえ、以下の対応案を検討した。

-中略-

(6) 同一実施機関が利用する場合又は他の実施機関、国若しくは他の地方公共団体に提供する場合で、相当な理由があると認めればそれぞれの事務の目的に必要な範囲内において利用し、又は提供するとき。

表 5-2 個人情報保護・プライバシーの課題と対応案

| 段階 | 個人情報・プライバシーの課題 | 対応案 |
|----|---|---|
| 収集 | <ul style="list-style-type: none"> 本人が予想しない個人情報の収集 要配慮個人情報など機微性の高い情報の収集 | <ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護法に沿った利用目的の設定・明示（申請書など） 機械学習による分析結果の妥当性の検証による不要なデータ項目の収集停止 住民への事前の事業周知（HP、広報誌など） |
| 連結 | <ul style="list-style-type: none"> 本来連結されるはずのない情報が連結されることによる本人像の把握（監視の懸念） | <ul style="list-style-type: none"> アクセス権の設定と情報閲覧対象者の限定 |
| 分析 | <ul style="list-style-type: none"> 機械学習分析結果による行政からの個人へのレッテル張り（プロフィールング） 誤った判断による名誉の侵害 | <ul style="list-style-type: none"> 1次評価としての分析結果の活用と、人による最終的な判断の実施 個人情報保護法に基づく自己情報開示請求による分析結果の提示 機械学習分析結果の妥当性の検証と改善 |
| 共有 | <ul style="list-style-type: none"> 情報の漏洩 | <ul style="list-style-type: none"> アクセス権の設定と情報閲覧対象者の限定 情報共有対象の厳格化 |
| 支援 | <ul style="list-style-type: none"> 希望しないサービスの押し付け | <ul style="list-style-type: none"> 本人同意による支援 本人が予期しない形での接触禁止 |

個人情報保護法に従い利用目的の特定と明示を行い、また限定した職員のみが利用する運用とするが、住民の多様な個人情報を連結し把握するためプライバシー侵害の懸念が残る。できる限り懸念を解消していくため、今後の施策として、職員向け、住民向け双方の施策を講じていくことを検討している。例えば、職員向けでは、そもそもシステムを利用できる職員を限定することや、システムを使う職員に対しても、リスクスコアをそのまま判定に使わない、プロフィール要素を重視しない、レッテル貼りをしないといった観点での意識醸成が重要である。そのためのガイドラインや育成を継続して検討していく。また、住民向けには、事業の周知が重要な観点である。例えば、首長部局、教育委員会部局においては、事業の詳細をHPに掲載していく等、情報の保有主体と調整しながら、周知の方法を取り決めていく予定である。また、住民向けの窓口においては、事業目的で共有された情報を活用する旨の情報を掲示していくことや、各種申請書やリーフレットにも、本来の目的に加え、今回の事業目的で使うことを明示していくことを検討している。周知するまでに、府中町の運用規程と利用職員のセキュリティ意識を高めるような体制を検討している。

また、学校側のデータの扱いについても、引き続き検討が必要である。学校側のデータは、本人から取得した情報ではなく、教職員が作成した情報が多いため、福祉部門と学校側のデータの性質は異なる。本件については、文部科学省の「教育データの利活用に関する有識者会議」において「教育データの利活用に係る留意事項」¹⁶が示されており、これらを踏まえ今後、対応方針を検討する予定である。

¹⁶ 文部科学省，教育データの利活用に係る留意事項第1版，令和5年3月

URL: https://www.mext.go.jp/a_menu/other/data_00007.htm

6 システム企画

6.1 データ連携方式

今回構築したこどもデータ統合システムは、個人番号利用事務系ネットワークに置かれており、各部局にまたがる住民記録システム等の首長部局システムや教育委員会部局システムからの各種データが、中継サーバを介してこどもデータ統合システムに連携される。データ連携はファイル連携方式で行われる。今回、個人番号利用事務系のLANから首長部局システムにある重要性の高い各種データを、また、教育委員会部局側は別のネットワークから校務支援のデータを一方通行で中継サーバに送る形となる。これは、分析主体や活用主体が直接データを保有・管理主体側に取りにいかないよう、分離するための措置である。例えば、活用主体側のタブレット端末は閉域網でつながっているが、保有・管理主体側のデータに直接アクセスしに行くことはない。

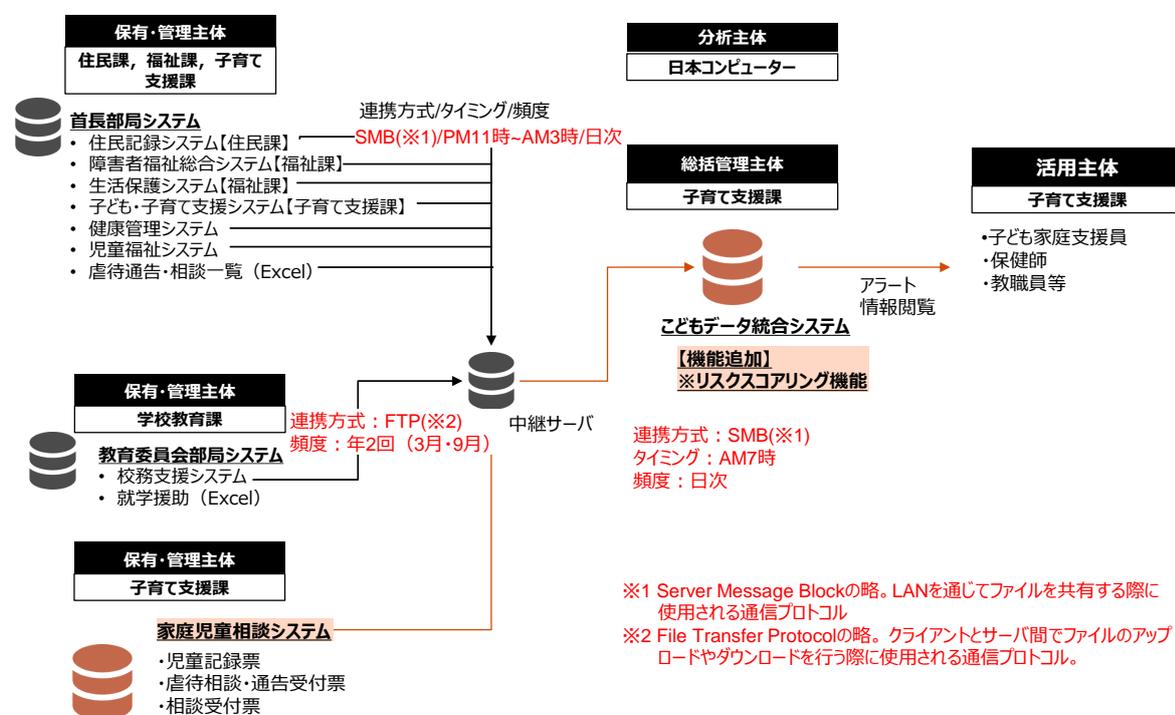


図 6-1 データ連携方式¹⁷

今回、活用主体側では、タブレット専用の通信網を設けたが、このタブレットは要対協のケース会議や母子保健係との協議等での活用を検討している。専用の通信網を設けた理由は、府中町の庁舎内ではない学校や庁舎内で行う要対協のケース会議等の環境においても、必要な情報を共有するうえで、十分なセキュリティを確保するため、である。タブレットを活用することにより、紙媒体による情報紛失リスクが低減されることも見込まれる。

¹⁷ 図中の SMB は Server Message Block の略。LAN を通じてファイルを共有する際に使用される通信プロトコル。

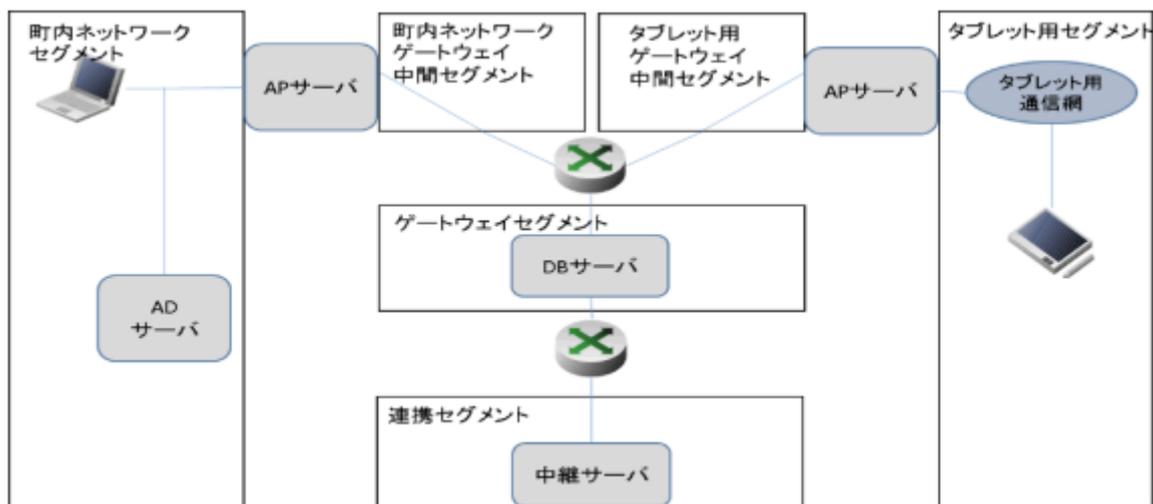


図 6-2 ネットワーク構成

6.2 連携に必要な機能

今回のシステム構築に当たって整理した必要な機能要件は下記の通り。ユーザ側のニーズを丁寧に取り込んでいく形で設計を進めた。特に、教育と福祉関連のデータが連携されており、文部科学省が定めている虐待チェックリストも校務支援システムから連携している、という点が特徴である。その他、基本画面から必要な数字を拾いに行くための操作、リスク要因の見やすさ、直近の接触状況の反映のしやすさ、リスト作成にかかる各種ソート機能等を工夫している。また、下表No.35のアラート機能は、各種システムから連携された情報や本システムで登録された情報をもとに、支援対象者の日々の経過を自動的に確認できるようになっており、関係者へアラート通知ができる仕組みとなっているため、重要情報に変更が生じた場合でも、即座に把握できる機能となっている。

表 6-1 システム機能要件

| No | 機能分類 | | 機能名 | 機能概要 | | |
|----|------|----------------|----------------|---|--|--|
| | 大分類 | 中分類 | | 入力（機能呼び出し） | 処理 | 出力（他機能の呼び出し） |
| 1 | 共通 | ログイン | ログイン | 本システムのログイン画面から本システムにログインできること。 | — | ログインが成功した場合、「ホーム画面」機能呼び出せること。 |
| 2 | | ログアウト | ログアウト | 原則全ての画面（ポップアップで表示する画面等を除く）にログアウトのボタン又はリンクを用意し、利用者が任意のタイミングでログアウトできること。 | ログインセッションを無効とし、ログアウトの処理を行うこと。 | ログアウトした旨を通知する画面又はログイン画面を表示すること。 |
| 3 | | | タイムアウト | 一定時間の画面の遷移がなかった場合に呼び出させること。 | ログインセッションを無効とし、ログアウトの処理を行うこと。 | ログアウトした旨を通知する画面又はログイン画面を表示すること。 |
| 4 | | メニュー | メニュー | ログインが成功すると呼び出せること。 | <ul style="list-style-type: none"> ・利用者のアクセス権限があるメニューを画面上部又はサイド等に表示できること。 ・権限ごとに表示できるメニューは管理者が変更できること。 | — |
| 5 | 表示 | マイページ（ホーム画面）表示 | マイページ（ホーム画面）表示 | <ul style="list-style-type: none"> ・ログインが成功すると呼び出せること。 ・原則全ての画面から、マイページ（ホーム画面）に遷移できるリンク等を用意すること。 | ログインしている利用者の組織及び権限に応じて、「要注意ケース表示」、「よく見るケース表示」、「スコアリング結果一覧」等の表示を行うこと。 | 「要注意ケース表示」、「よく見るケース表示」、「スコアリング結果一覧」上で、対象者情報を選択すると、「対象者情報表示」画面を呼び出せること。 |
| 6 | | | 要注意ケース更新履歴表示 | <ul style="list-style-type: none"> ・「マイページ（ホーム画面）」に表示すること。 ・「要注意ケース登録」で設定した共有範囲に所属するユーザのみ「マイページ（ホーム画面）」に表示すること。 | 「要注意ケース登録」された対象者情報に対して、基礎情報、関連情報等の更新内容（概要）及び更新日を表示すること。 | 「要注意ケース更新履歴表示」上で対象者情報を選択すると、「対象者情報表示」画面を呼び出せること。 |

| | | | | | | |
|----|--|--------------------|-----------------|--|--|--|
| 7 | | | よく見るケース更新履歴表示 | <ul style="list-style-type: none"> ・「マイページ（ホーム画面）」に表示すること。 ・「よく見るケース登録」を行ったユーザのみ「マイページ（ホーム画面）」に表示すること。 | 「よく見るケース登録」された対象者情報に対して、基礎情報、関連情報等の更新内容及び更新日を表示すること。 | 「よく見るケース更新履歴表示」上で対象者情報を選択すると、「対象者情報表示」画面を呼び出せること。 |
| 8 | | | リスクスコアリング結果一覧表示 | <ul style="list-style-type: none"> ・「マイページ（ホーム画面）」に表示すること。 | <ul style="list-style-type: none"> ・「リスクスコアリング」にて分析した結果を一覧表示すること。 ・並べ替えや絞り込みを可能とすること。 | 「リスクスコアリング結果一覧表示」上で、対象者情報を選択すると、「対象者情報表示」画面を呼び出せること。 |
| 9 | | 対象者情報表示 対象者情報表示 | 対象者情報表示 | 「対象者検索」及び「マイページ（ホーム画面）」から呼び出せること。 | 選択した対象者の「基礎情報表示」、「関連情報表示」、「リスクスコア表示」、「更新履歴・コメント表示」を表示すること。 | — |
| 10 | | 対象者情報表示 | 基礎情報表示 | 「対象者情報表示」として表示すること。 | <p>対象者に関する以下に例示するような基礎情報を表示すること。（項目は開発時に別途検討すること）</p> <p>①宛名コード、②氏名（漢字）、③氏名（カナ）、④生年月日、⑤年齢、⑥性別、⑦住所、⑧世帯情報、⑨要注意ケースの登録有無</p> | — |

| | | | | | | |
|----|--|--|-----------------|---|---|---|
| 11 | | | <p>関連情報表示</p> | <p>「対象者情報表示」として表示すること。（同一画面に表示するか、タブで切り替えるなど、画面レイアウトは開発時に別途検討する。）</p> | <p>連携元システムから取得した対象者の属性情報について、以下に例示するような情報を表示すること。</p> <p>①生活保護受給の有無、②児童扶養手当受給の有無、③妊娠届の結果、④4か月健診の結果、⑤1歳6か月児健診の結果、⑥3歳児健診の結果、⑦障害者手帳交付の有無、⑧保育所所属、⑨小・中学校の名簿、出欠席、保健室来室記録、観察した様子チェックシート、⑩就学援助受給の有無、⑪要対協の登録状況</p> | <p>詳細情報がある項目について、ボタン又はリンク等から、「関連情報表示」又は「連携元システムへの遷移」を呼び出せること。</p> |
| 12 | | | <p>関連情報詳細表示</p> | <p>「関連情報表示」から呼び出せること</p> | <p>「関連情報表示」の項目について、プラットフォームが保有する詳細情報を表示すること。（表示する情報については、開発時に別途検討する。）</p> | <p>—</p> |
| 13 | | | <p>ジェノグラム表示</p> | <p>「対象者情報表示」から呼び出せること。</p> | <p>・ジェノグラム（家族図）のようなネットワーク図又は家族関係が分かる一覧を表示し、対象者と関連人物の関係を表示できること。（ジェノグラム図の表記ルールに基づき表示できることが望ましいものの、ジェノグラム相当の情報が把握できれば、表記は完全一致することまでは求めない）</p> <p>・母子保健情報システムから受領する世帯に関する情報を基に自動的にジェノグラムのような情報を作成できること。</p> <p>・上記に加えて「ジェノグラム登録」で戸籍上の繋がりが関係（住民記録システムから得られない情報）などをジェノグラムに追加して表示できること。</p> | <p>ジェノグラム上の人物を選択すると、「対象者情報表示」を呼び出せること。</p> |

| | | | | | |
|----|--|-------------|-----------------------|---|---------------------------------|
| 14 | | 接触履歴・予定表示 | 「対象者情報表示」として表示すること。 | 「接触履歴・予定登録」機能にて登録された対象者との接触履歴及び予定を表示すること。 | — |
| 15 | | 接触履歴・予定詳細表示 | 「接触履歴・予定表示」から呼び出せること。 | 「接触履歴・予定登録」機能にて登録された、対象者との接触履歴及び予定の詳細内容を表示すること。 | — |
| 16 | | リスクスコア表示 | 「対象者情報表示」として表示すること。 | 「リスクスコアリング」で分析した対象の以下情報を表示すること。 ※データ分析実施後 | ボタン又はリンクから「リスクスコア詳細画面」を呼び出せること。 |
| 17 | | リスクスコア詳細表示 | 「リスクスコア表示」から呼び出せること。 | 「リスクスコアリング」分析した根拠となる情報や、リスクスコアの推移等の詳細情報 ※データ分析実施後 | — |
| 18 | | 更新履歴表示 | 「対象者情報表示」として表示すること。 | 対象者の基礎情報、関連情報等の更新内容（概要）及び更新日を表示すること | ボタン又はリンクから「更新履歴詳細画面」を呼び出せること。 |
| 19 | | 更新履歴詳細表示 | 「更新履歴表示」から呼び出せること。 | 対象者の基礎情報、関連情報等の更新内容（詳細）及び更新日を一覧表示すること。 ①更新日、②更新内容（詳細）、③要注意登録・削除日時履歴、④要注意登録・削除理由、⑤要注意登録・削除 登録者名 | — |
| 20 | | コメント表示 | 「対象者情報表示」として表示すること。 | 対象者の情報に関するコメント有無等を表示すること。 | ボタン又はリンクから「コメント詳細画面」を呼び出せること。 |
| 21 | | コメント内容詳細表示 | 「コメント表示」から呼び出せること。 | 対象者の情報に関して登録されたコメントの詳細を一覧表示すること。 ①コメント登録日、②コメント登録者名、所属、③コメント内容 | — |

| | | | | | | |
|----|----|---------|----------|------------------|---|---|
| 22 | | 事例詳細表示 | 事例詳細表示 | 「事例検索」から呼びさせること。 | <ul style="list-style-type: none"> ・検索キーワードに合致する類似事例情報を表示すること。（表示する情報は開発時に別途検討する。） ・参考となる類似事例を共有することが目的のため、表示する情報の個人情報是非表示又はマスキングした上で、表示すること。 | — |
| 23 | 出力 | 出力 | 一覧ファイル出力 | — | 一覧系の画面（対象者検索結果一覧やリスクコアリング結果一覧等）の情報を Excel 又は CSV 形式で出力できること。 | — |
| 24 | | | 出力制限 | — | 出力を可能とするユーザの権限設定を可能とすること。 | — |
| 25 | 検索 | 対象者情報検索 | 対象者検索 | メニューから呼び出せること。 | <ul style="list-style-type: none"> ・対象者（児童・保護者等）情報として登録されている項目を検索キーとして、該当する対象者を検索し、結果を一覧表示すること。（項目は開発時に別途検討する。） ・各項目で部分一致による検索や、複数項目の条件一致（AND/OR）による検索も可能とすること。 | — |
| 26 | | その他検索 | 事例検索 | 「メニュー」から呼び出せること。 | プラットフォーム上の全データをキーワード検索により、類似事例検索ができること。 | — |

| | | | | | | |
|----|----|----|-----------|----------------------------|---|-----------------------------------|
| 27 | 登録 | 登録 | 接触履歴・予定登録 | 「対象者表示」から呼び出せること。 | 対象者との接触履歴及び予定を登録できること。 ①接触方法（来庁/訪問/電話等） ②年月日（入力当日の日が初期入力され、カレンダーから変更可能とする） ③担当者、所属（ログイン情報から自動入力し、変更可能とする） ④ 接触理由・目的、結果（短文で記載する前提） | — |
| 28 | | | 対象者名寄せ登録 | 「対象者検索」及び「対象者表示」から呼び出せること。 | ・連携するそれぞれのシステムが有する対象者情報を、同一人物として名寄せ登録できること。 ・名寄せ結果（それぞれのシステムの対象者を一意に識別するコードの対応付け結果）をプラットフォーム上で保持し、データ連携の度に名寄せすることなく同一人物として扱えるようにすること。 | 名寄せ後はプラットフォーム上では同一人物として他機能上で扱うこと。 |
| 29 | | | コメント登録 | 「対象者表示」から呼び出せること。 | 対象者についての情報をコメントとして登録できること。 ①入力者名、所属（ログイン情報から自動入力）、②入力日（ログイン情報から自動入力）、③コメント内容 | — |

| | | | | | | |
|----|----|-------|-------------------|-------------------|--|--|
| 30 | | | 要注意ケース登録 | 「対象者表示」から呼び出せること。 | <ul style="list-style-type: none"> ・要注意の対象者を登録及び解除できること。 ・要注意ケースの登録及び解除時は、以下の項目を登録できること。（項目については、開発時に別途検討する） ① 登録者名、所属（ログイン情報から自動入力）、②登録日・解除日（システムの日付情報から自動入力）、③登録・解除理由 ⑤ 要注意度 | — |
| 31 | | | 要注意ケース登録（共有範囲の設定） | 「対象者表示」から呼び出せること。 | 要注意の対象を登録する際に、共有する範囲（例、課内のみ、全庁、学校内のみ） | — |
| 32 | | | よく見るケース登録 | 「対象者表示」から呼び出せること。 | ユーザが日常的に情報を参照する対象者を登録及び解除ができること。 | — |
| 33 | | | ジェノグラム登録 | 「対象者表示」から呼び出せること。 | 住民記録システムや戸籍情報では確認できない人物（例、未婚の実父）をジェノグラムに登録できること。 | — |
| 34 | 分析 | リスク分析 | リスクスコアリング | — | <ul style="list-style-type: none"> ・プラットフォーム上に蓄積されたデータから、対象者に関するリスク度をスコアリングできること。 ・スコアリングに係る対象データの追加・削除、評価の重み付けなど、チューニングを可能とすること。 ※データ分析実施後 | スコアリング結果は「リスクスコアリング結果一覧表示」や「対象者情報表示」で表示できること。 ※データ分析実施後 |
| 35 | | | アラート表示 | — | 設定した条件に合致する場合、アラート表示を行うこと。 | アラートは「マイページ（ホーム画面）」や「対象者情報表示」で表示できること。 |

| | | | | | | |
|----|----|------|-------------|------------------|--|---|
| 36 | | | エリア傾向分析 | — | ・プラットフォーム上に蓄積されたデータから、エリアごとの傾向を分析し、表示できること。 ・エリア設定の変更も可能とする。 | — |
| 37 | | | 要注意ケース分析 | — | ・要注意ケースとして登録されている対象者の情報を分析し、トピック抽出を行うことで「リスクスコアリング」や「キーワード追加」の分析に連携できること。 | — |
| 38 | 通知 | 通知 | 要注意ケース更新通知 | — | ・「要注意ケース登録」された対象者情報に対して、基礎情報、関連情報等の更新があった際に、通知対象のユーザに対して、分かりやすい形で通知すること。 ・要注意ケースの通知先範囲を設定できること。 | — |
| 39 | | | よく見るケース更新通知 | — | 「よく見るケース登録」された対象者情報に対して、基礎情報、関連情報等の更新があった際に、よく見るケース登録を行ったユーザに対して、分かりやすい形で通知すること。 | — |
| 40 | | | アラート通知 | | ・「アラート表示」機能で表示する情報について、ポップアップ等のユーザが検知しやすい手段で通知すること。 ・通知先範囲を設定できること。（担当のエリアや学校の情報のみを表示するなど） | — |
| 41 | 管理 | 履歴管理 | 閲覧履歴管理 | 管理者用画面から呼び出せること。 | ・対象者情報の閲覧履歴を管理すること。 ・管理者が一覧で確認可能とすること。 | — |
| 42 | | 権限 | 権限管理 | — | ・担当する学校区の児童、生徒のみ閲覧可能とする制限が掛けられること。 | — |

6.3 情報へのアクセスコントロールの整理

情報へのアクセス権を設定するにあたり、以下の役割を定義した。

表 6-2 役割定義¹⁸

| No. | 役割名 | 説明 |
|-----|-----------|----------------------|
| 1 | こども家庭係-一般 | 子育て支援課こども家庭係の一般職向け役割 |
| 2 | こども家庭係-管理 | 子育て支援課こども家庭係の管理職向け役割 |
| 3 | 母子保健係-一般 | 子育て支援課母子保健係の一般職向け役割 |
| 4 | 母子保健係-管理 | 子育て支援課母子保健係の管理職向け役割 |
| 5 | 保育係-一般 | 子育て支援課保育係の一般職向け役割 |
| 6 | 保育係-管理 | 子育て支援課保育係の管理職向け役割 |
| 7 | 学校教育課-一般 | 学校教育課の一般職向け役割 |
| 8 | 学校教育課-管理 | 学校教育課の管理職向け役割 |

上記で定義した各々の役割に基づいて、権限を設定している。詳細は下表の通り。

¹⁸ No.7 及び No.8 については、まだ決定していないため、仮の記載である。

表 6-3 役割毎の権限設定¹⁹

| | | | こども家庭係- 一般 | こども家庭係- 管理 | 母子保健係-一 般 | 母子保健係-管 理 | 保育係-一般 | 保育係-管理 | 学校教育課-一 般 | 学校教育課-管 理 |
|----|--------------|----|---------------|---------------|--------------|--------------|--------|--------|--------------|--------------|
| 制御 | 権限管理 | 読込 | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ |
| | | 書込 | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ |
| | | 削除 | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ |
| | 所属管理 | 読込 | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ |
| | | 書込 | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ |
| | | 削除 | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ |
| | 地区管理 | 読込 | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ |
| | | 書込 | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ |
| | | 削除 | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ |
| | 地区グルー プ管理 | 読込 | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ |
| | | 書込 | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ |
| | | 削除 | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ |
| | 操作者管理 | 読込 | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ |
| | | 書込 | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ |
| | | 削除 | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ |
| | 地区住所 管理 | 読込 | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ |
| | | 書込 | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ |

¹⁹ 一部未定の項目があり、仮の記載である。

| | | | | | | | | | | |
|----------|-----------------|--------|----|---|---|---|---|---|---|---|
| | 地区担当 | 読込 | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ |
| | | 書込 | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ |
| 運用 | 操作ログ | 読込 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | 書込 | | | | | | | | |
| | 閲覧ログ | 読込 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 運用 | 名寄せ管理 | 書込 | | | | | | | | |
| | 名寄せ ID 変換 | 読込 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 虐待 予防 | | 対象者情報 | 書込 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 居住地の編集 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 虐待 予防 | カスタム世帯 情報の編集 | 書込 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | 読込 | | | | | | | | |
| 虐待 予防 | 接触情報 | 書込(自身) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | 書込(全て) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | 削除(自身) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | 削除(全て) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 虐待 予防 | コメント | 書込(自身) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | 書込(全て) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | 削除(自身) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | 削除(全て) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 虐待 予防 | 関係機関 | 書込 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | 削除 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

| | | | | | | | | | | |
|--|--------------|-----|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 関連資料 | 書込 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | 削除 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | タグ管理 | 読込 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | 書込 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | 削除 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 対象者タグ | 書込 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | 削除 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | ロック | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | ジェノグラム・エコマップ | 書込 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | 削除 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | リスク要因管理 | 読込 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | 書込 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 予測モデル管理 | 読込 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

関係する各職員等の必要情報へのアクセスについては、以下の通り整理される。

子ども家庭総合支援拠点 担当職員2名

全児童情報閲覧可能。児童虐待にかかるリスク予測に基づき、予防的支援対象者を決定し、要保護児童に登録する。要保護児童対策地域協議会の会議とは別の支援会議を設け、情報共有や支援方針を確認する。

子ども家庭総合支援拠点 子ども家庭支援員（上記担当職員を除く）3名

支援会議にて予防的支援対象者を確認する。要対協登録児童にはアラート通知が日次であるため、現行の支援対象児童であるか確認する。通告や相談があった場合は、システム検索条件「要対協」（児童データの絞り）を解除し、全件から該当児童の情報を確認する。

母子保健係 地区担当保健師10名

要対協登録児童にはアラート通知が日次であるため、地区担当の支援対象であるか確認する。支援会議にて予防的支援対象者を確認する。

今後の検討課題：要対協登録児童以外の閲覧対象範囲、地区担当ごとのアクセス権限の設定

学校・教職員等

支援会議にて、要対協登録となった「こどもデータ統合システム」の予防的支援対象者を確認する。教職員等は、勤務する学校の児童生徒及びその兄弟（町内小中学校）のみ閲覧可能。将来的にはタブレットを活用予定である。

また、学校教育課向けの権限設定として学校区による閲覧範囲の設定を追加している。

6.4 安全管理措置

今回の事業に関連する安全管理措置は、「府中町情報セキュリティポリシー」に基づいた措置が取られている。

まず、組織的側面、人的側面について、最高情報セキュリティ責任者(CISO)・体制が構築されており、組織的にインシデント対応の体制が構築されている。各課、室及びセンターの長、消防本部の課長、教育委員会事務局の課、図書館、公民館及び学校施設の長、議会事務局長、行政委員会総合事務局長には、情報セキュリティ管理者を配置し、インシデント発生時には最高情報セキュリティ責任者(CISO)に報告する運用としている。また、人的側面については、既存の職員に対して、最高情報セキュリティ責任者(CISO)のもと、定期的に研修計画の策定・実施をしている。また、新規採用の職員への情報セキュリティ研修の受講を義務化している。

次に物理的側面について、情報システム管理者にて、管理区域への入退室を許可された者のみに制限し、ICカード、指紋認証等の生体認証又は入退室管理簿の記載による入退室管理を行っている。また、災害等に備えた措置については、同自治体の情報セキュリティの脅威の一つとして「災害によるサービスおよび業務停止」

を定義しており、業務継続計画の策定や、対策(情報システムのバックアップで取得したデータを記録する電磁的記録媒体を長期保管する場合は、自然災害を被る可能性が低い地域に保管する等)を取っている。なお、外部記録媒体については、原則としてUSBメモリ等の電磁的記録媒体による端末からの情報持ち出しができないように設定、電子メールの利用を制限(例：自動転送機能を用いて、電子メールを転送しない等)する等、情報の漏洩や誤送信に対する対策を講じている。

技術的な観点については、所属・職位に応じてデータの閲覧範囲を定めた権限を設けており、ユーザID単位で権限の設定が可能となっている(詳細については前節を参照)。また、OSは二段階認証で、認証機能はパッケージの標準機能を使用しており、SSO認証とパスワード認証の2つのログイン機能が実装されている。府中町に関しては、後者のパスワード認証を用いている。アクセスログの管理についても、操作ログ、閲覧ログともに取得、管理可能である。

さらに、以下の観点で技術的な安全措置をとっている。

- 不審なアクセス、ログインを検知することで改ざん防止の対策がなされている。
 - DBの認証ログを解析し、認証失敗やありえないユーザでのログインを検知する。
 - 同一IPから不正IDの連続ログインやパスワードの辞書攻撃²⁰等を検知する。
- 規定時間(規定時間は要調整)以外でのシステムアクセスを検知する。
- 一覧情報の出力機能について、出力可能なユーザを権限で制限することが可能となっている。
- 不正アクセスの防止がされている。(Firewallによりネットワーク構成上必要なRouterにおいて運用上必要なパケット以外は全てブロックする)
- 仮に不正アクセスされた場合の監視がなされている。(ブロックログを監視し、検知した場合は監視サーバ(Zabbix)を通して通知する)
- 不正アクセスを検知してからの通知方法、対応者が定まっている。
 - (監視サーバ(Zabbix)より府中町のメールサーバを経由してシステム保守事業者(日本コンピューター)に通知される。保守はセキュアな環境(IP Sec VPNでの接続、ウイルス対策ソフト有)にて府中町のネットワーク環境へアクセスし対応する。)

²⁰ 辞書に登録されている単語や人物名等を組み合わせ、システムへのログインを試みる方法。

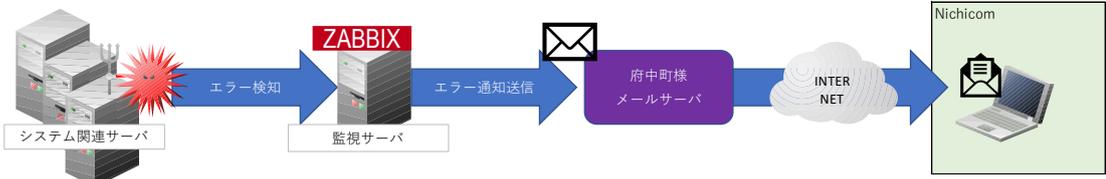
| 環境設計書 | 監視&セキュリティ | 監視&セキュリティ設計 |
|--|-----------|-------------|
| <p>■監視概要</p> <p>監視サーバを導入し、各種サーバを監視する。監視システムはサーバ及びルータを統合監視できるZabbixサービスを使用する。各種監視情報は集中的にZabbixで監視され、アラートはZabbixを通じてメールされる。 ※メール通知については広島市府中町のSMTPサーバの利用許可が前提。</p> <p>エラー通知プロセスのイメージ</p>  <p>■ルータセキュリティ</p> <p>(1)Router1(ゲートウェイ、PNO-ゲートウェイ中間、閉域網-ゲートウェイ中間セグメント接続用)</p> <p>①ルートセキュリティ</p> <ul style="list-style-type: none"> Router1のデフォルトゲートウェイを設定をしないことで、ゲートウェイ・PNO-ゲートウェイ中間・閉域網-ゲートウェイ中間以外のセグメントへのパケット到達を抑制する。 <p>②FireWallセキュリティ</p> <ul style="list-style-type: none"> システム及び運用に必要なパケット以外は全てブロックする。 PNO-ゲートウェイ中間セグメントと閉域網-ゲートウェイ中間セグメント間の通信は完全に遮断する。 PNO-APサーバ、閉域網-APサーバはMacアドレスが一致する場合のみ通信を許可することによって、IPスプーフィングを抑制する。 ブロックログを監視し、検知した場合はZabbixを通して通知する。 <p>③ブロックログの保持</p> <ul style="list-style-type: none"> logサーバを構築し、ルータのブロックログを転送することで不正アクセスのトレースを可能にする。 <p>(2)Router2(ゲートウェイ、連携セグメント)</p> <p>①ルートセキュリティ</p> <ul style="list-style-type: none"> Router2のデフォルトゲートウェイの設定は行わず、必要なStatic Route(中継サーバ等)のみ設定することで他セグメントへのパケット到達を抑制する。 <p>②FireWallセキュリティ</p> <ul style="list-style-type: none"> システム及び運用に必要なパケット以外は全てブロックする。 ブロックログを監視し、検知した場合はZabbixを通して通知する。 <p>③ブロックログの保持</p> <ul style="list-style-type: none"> logサーバを構築し、ルータのブロックログを転送することで不正アクセスのトレースを可能にする。 <p>■サーバセキュリティ</p> <p>(1)PNO-APサーバ・閉域網-APサーバ</p> <p>①サーバFireWallでの通信セキュリティ</p> <ul style="list-style-type: none"> システム及び運用に必要なパケット以外は全てブロックする。 ブロックログを監視し、検知した場合はZabbixを通して通知する。 <p>②HTTP、HTTPS通信セキュリティ</p> <ul style="list-style-type: none"> サーバにWAF(Web Application Firewall)を導入することでクロスサイトスクリプティング、OSコマンドインジェクション、SQLインジェクションなどシステムでは通常想定されない通信を検知・遮断する。検知した場合はZabbixを通して通知する。 <p>(2)DB&ファイルサーバ</p> <p>①サーバFireWallでの通信セキュリティ</p> <ul style="list-style-type: none"> システム及び運用に必要なパケット以外は全てブロックする。 ブロックログを監視し、検知した場合はZabbixを通して通知する。 <p>②認証セキュリティ</p> <ul style="list-style-type: none"> DBの認証ログを解析し、認証失敗やありえないユーザでのログインを検知する。検知した場合はZabbixを通して通知する。 <p>■システムセキュリティ</p> <p>(1)ログイン監視</p> <ul style="list-style-type: none"> 同一IPから不正IDの連続ログインやPWの辞書攻撃等を検知する。 検知した場合はZabbixを通して通知する。 <p>(2)規定時間以外からのアクセス監視</p> <ul style="list-style-type: none"> 規定時間(規定時間は要調整)以外でのシステムアクセスを検知する。 検知した場合はZabbixを通して通知する。 | | |

図 6-3 サーバの監視とセキュリティ設計について

なお、データ連携元の「住民基本台帳(CSサーバ)」、「母子保健」、「障害福祉」、「校務支援」、「就学支援」、「児童福祉」、「生活保護」、「児童虐待」システムにおいても、府中町の管轄であり、同じ情報セキュリティ規定に基づいた対策が取られている。

7 データの準備

7.1 データの取得

こどもデータ統合システムにおける各連携元のデータの取得方法及びその頻度については下図の通りである。中継サーバからこどもデータ統合システムへのデータ連携は日次で行われる。システムから抽出のデータは、校務支援システム以外は日次連携（差分・全件）で、こどもデータ統合システムでタイムスタンプなどにより差分を取り込んでいる。

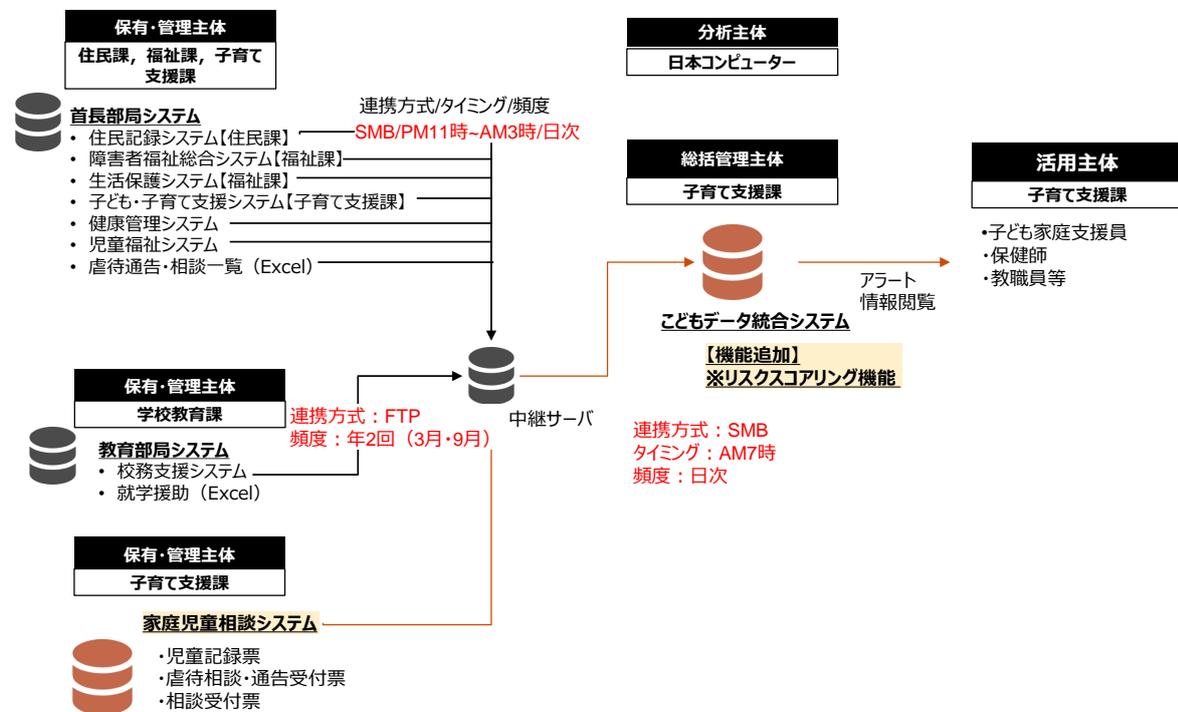


図 7-1 データ連携方式（再掲）

現状の課題として、現状の校務支援システムの仕組みでは、在籍学年の情報のみが表示され、過去の情報が表示されないのが、経年での情報管理が難しいという課題が挙げられる。また、情報の反映にかかるタイムラグの課題もある。例えば歯科健診のような紙ベースの情報の場合、その情報を、紙から校務支援システムに入力する作業が完了しなければ、データは連携されない。そのため、実際の健診のタイミングとデータが反映されるまでのタイムラグが生じる。

各システムからのデータ抽出条件について、住民記録システムは令和4年5月19日時点～、母子保健データ

は全件抽出だが、ネウボラから²¹構築により、データ移行が行われた予防接種については過去分があるため、健診データについては一部平成27年度～、妊娠届は令和3年12月入力開始以降、といったように取得年月日は紙媒体の電子化の時期により異なる状況である。校務支援システムは令和4年4月1日以降町内在住の町立小中学校在校児童生徒全件、生活保護・障害福祉は令和3年3月31日時点の過去分も含めた認定状況、全件としている。こども医療・児童扶養手当等も令和3年3月31日時点、全件取得している。就学援助・幼稚園所属は令和4年4月1日時点～のExcel管理全件となる。

7.2 情報のデジタル化の検討

府中町では、本実証事業で家庭児童相談システムを導入した。従来、通告・相談の情報はExcelで年度毎に管理しており、保護者や関係機関からの通告・相談ではない情報は、簡素化してExcelで管理する等の状況であった。これらの情報は手入力で作成されており、また、個別のExcelファイルで管理されていることから、各種データの紐づけができておらず、作業効率や管理の観点で課題があった。例えば、匿名の通告・相談対応が増えているが、データがシステム管理できていないため、こどもや家庭を特定するのに時間を要している等の状況が発生していた。婦人相談、ひとり親相談などの記録も別のExcelファイルで管理していたが、データ連携が難しく活用できていないといった課題もあった。

府中町としては、上記の課題を解決するため、以前よりシステム化を検討していたが、財源の観点で、単一の自治体で家庭児童相談システムを導入することはハードルが高かった。しかし、令和元年から取り組んでいる「子供の予防的支援構築事業」において、今後、こどもの予防的支援に取り組むためには、家庭児童相談システムにおける相談記録も各種データ連携の中に取り込むべきとの判断に至り、今回、データ連携システムとともに、導入するに至っている。

今回の家庭児童相談システム導入にあたっては、以下を目的として設定した。

- ケース記録等を専用システムにより管理することで、ケースの進行管理、各種会議資料の作成、統計、管理事例の検索等、各種業務の作業効率の向上を図る。
- 情報の一元管理によりケース進行管理を適切に行うことで、継続的な支援を強化し深刻な虐待事例の発生を予防する。
- 子供予防的支援構築事業に係る「こどもデータ統合システム」へのデータ移出・連携を行う。
- 国の「要保護児童に関する情報共有システム」へのデータ変換・データ移出の仕組みを構築する。

システム導入によって期待される効果は以下の通りである。

- データを蓄積することにより過去の類似事例や対応履歴などを迅速に検索・呼び出しすることが可能となる。
- データ連携・調査の迅速化及び適切な支援に繋げることが可能となる。
 - 訪問・来庁・電話相談の日時・主訴が分かることにより、相談歴を把握できる。
 - 関係機関の情報が分かることにより、どこと繋がっているかを把握できる。
 - 家族状況が分かることにより、祖父・祖母や戸籍にない関係者が把握できる。

²¹ 株式会社両備システムズが提供する自治体向け子育て支援システム。

- ひとり親相談・婦人相談の履歴を把握できる。
- 養育支援訪問事業・子育て支援センター利用など福祉サービスの利用状況を把握できる。
- データ分析に使用できるデータ項目が増加することにより、機械学習のモデルの精度向上が期待できる。

従来の児童記録票、虐待相談・通告受付票、相談受付票、経過記録表と今回のシステムで取り扱うデータの比較表は下表の通りである。

表 7-1 従来のデータ項目とシステム導入後の項目の比較

| 様式 | 大項目 | 小項目 | 従来 | システム導入後 | |
|-------|--------------------|--------------------|----|---------|---|
| 児童記録票 | 受付日時 ^{※1} | | ○ | ○ | |
| | 経路 ^{※1} | | ○ | ○ | |
| | 種別 ^{※1} | | ○ | ○ | |
| | 処理 ^{※1} | | ○ | ○ | |
| | 区分 ^{※1} | | | | |
| | こども本人 | 氏名 ^{※1} | | ○ | ○ |
| | | 性別 ^{※1} | | ○ | ○ |
| | | 生年月日 ^{※1} | | ○ | ○ |
| | | 年齢 ^{※1} | | ○ | ○ |
| | | 所属 ^{※1} | | ○ | ○ |
| | | 学年・組 ^{※1} | | | ○ |
| | | 現住所 ^{※1} | | | ○ |
| | | 住民票住所 | | ○ | ○ |
| | 保護者 | 氏名 ^{※1} | | | ○ |
| | | 続柄 ^{※1} | | | ○ |
| | | 現住所 ^{※1} | | | ○ |
| | | 電話 | | | ○ |
| | | 勤務先 ^{※1} | | | ○ |
| | 家族状況 | 続柄 | | | ○ |
| | | 氏名 | | | ○ |
| | | 生年月日 | | | ○ |
| | | 職業 | | | ○ |
| | | 福祉サービス利用状況 | | | ○ |
| | 過去の相談履歴 | | | | ○ |
| | 主訴 ^{※1} | | | | ○ |
| | 生活状況 | | | | ○ |
| | 家族歴 | | | | ○ |

| | | | | | |
|-----------------|--------------------|--------------------|---|---|---|
| | 成育歴 | | | ○ | |
| | 関係機関 | | | ○ | |
| | 福祉サービス利用状況 | | | ○ | |
| 虐待相談・通告 受付票 | 受付日時 ^{※1} | | ○ | ○ | |
| | 経路 ^{※1} | | ○ | ○ | |
| | 種別 ^{※1} | | ○ | ○ | |
| | 処理 ^{※1} | | ○ | ○ | |
| | 区分 | | | ○ | |
| | こども | 氏名 ^{※1} | | ○ | ○ |
| | | 生年月日 ^{※1} | | ○ | ○ |
| | | 性別 ^{※1} | | ○ | ○ |
| | | 続柄 | | | ○ |
| | | 就学状況 ^{※1} | | ○ | ○ |
| | 住所 ^{※1} | | | ○ | |
| | 保護者 | 氏名 ^{※1} | | | ○ |
| | | 職業 ^{※1} | | | ○ |
| | | 続柄 ^{※1} | | | ○ |
| | | 年齢 ^{※1} | | | ○ |
| | 主訴 ^{※1} | | | ○ | |
| こどもの状況 | | | ○ | | |
| 家族の状況及びこどもの家庭環境 | | | ○ | | |
| 過去の相談履歴 | | | ○ | | |
| 相談受付票 | 経路 | | ○ | ○ | |
| | 種別 | | ○ | ○ | |
| | 処理 | | ○ | ○ | |
| | 区分 | | | ○ | |
| | こども | 氏名 | | ○ | ○ |
| | | 生年月日 | | ○ | ○ |
| | | 性別 | | ○ | ○ |
| | | 続柄 | | | ○ |
| | | 就学状況 | | ○ | ○ |
| | 住所 | | ○ | ○ | |
| | 保護者 | 氏名 | | | ○ |
| | | 職業 | | | ○ |
| | | 続柄 | | | ○ |
| 年齢 | | | | ○ | |

| | | | | | |
|-------|-----------------|----|---|---|---|
| | 主訴 | | | ○ | |
| | こどもの状況 | | | ○ | |
| | 家族の状況及びこどもの家庭環境 | | | ○ | |
| | 過去の相談履歴 | | | ○ | |
| | 相談者 | 氏名 | | | ○ |
| | | 関係 | | | ○ |
| 相談意図 | | | | ○ | |
| 経過記録表 | 年月日 | | | ○ | |
| | 区分 | | | ○ | |
| | 調査・相談内容 | | | ○ | |
| | 終結日 | | ○ | ○ | |

※ 1 は虐待相談・通告受付票の情報が児童記録票に反映される項目

今回構築した家庭児童相談システムにおいては、基本的な情報は選択式で記入され、主訴やこどもの状況はフリーテキストで記入される。システムで情報が一元管理されることで、ケース検索が容易に可能になっている。

7.3 名寄せ

本実証事業におけるデータ連携では、システム間の名寄せは基本的に生じず、全システム共有で使用されている一意の宛名番号をもとに個人を特定し、データ連携を行った。

校務支援システムについては学籍番号をキーとしてデータ管理しているが、住基システムから学齢簿データを取り込めるよう構築しており、児童生徒データに宛名番号が付与されているため、この宛名番号をもとに、「こどもデータ統合システム」上で一意の名寄せIDを付与し、個人の識別を行った。

ただし、校務支援システムへ児童生徒の登録をする際、新一年生については年度当初に学校教育課が校務支援システムに住記システムの学齢簿データを取り込むため、宛名番号が付与された児童生徒を登録するが、転入生は学校教育課から紙媒体の通知と保護者からの書類に基づき学校現場で入力しており、学校現場では宛名番号は不要な情報であるため、宛名番号の入力をしないことがある。そのため、本実証事業期間中に校務支援システムの宛名番号の入力をしていない児童生徒は全体（4,467人）の約3.7%（165人）いた。これらの児童生徒に対しては手動で宛名番号を入力する必要があったため、学校教育課が学齢簿データと校務支援システムのデータを突合せ個人を特定し、165人全員の宛名番号を入力し対応した。今後も、転入生がいる場合等は宛名番号が入力されない状況が発生することが考えられるため、定期的に宛名番号の入力状況を確認していく必要がある。

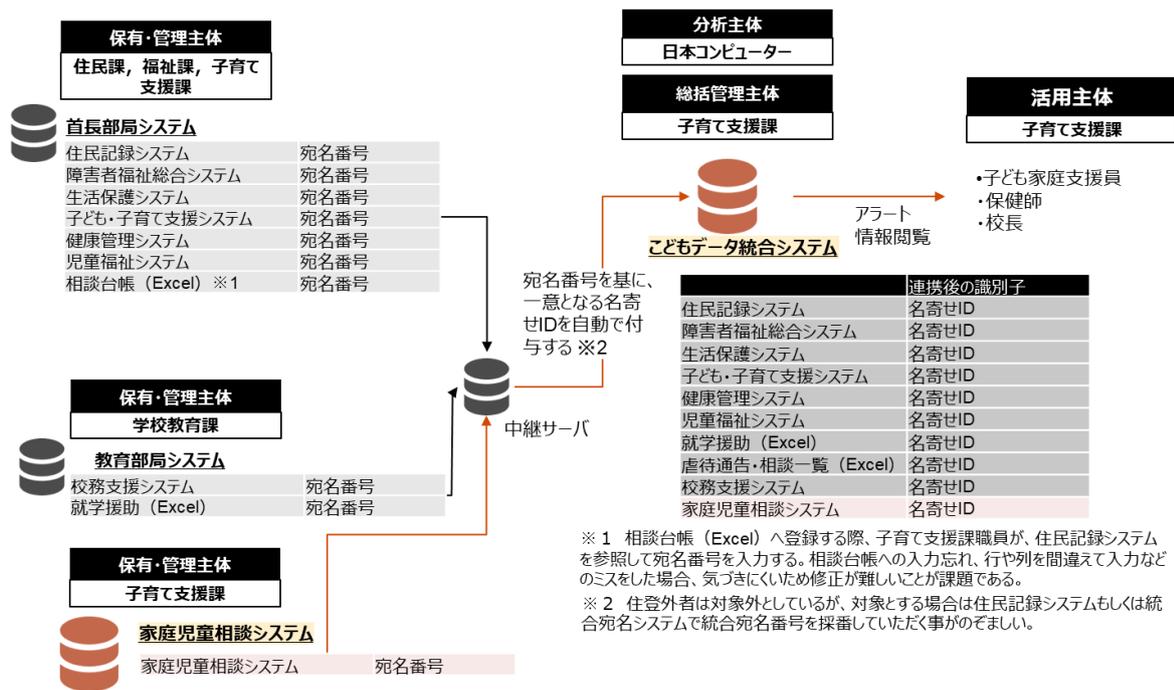


図 7-2 データ連携における ID 連携、名寄せの説明図

7.4 データ分析のための加工

本システム利用にあたって、連携元システムのデータに対する加工作業が発生した。具体的には、連携元システムにて日付や数値の項目を文字列型で保持していた場合、連携する際に日付型や数値型へ変換したり、不要な空白（見た目上、何も値が無いように見えても空白が入っている場合がある）の削除をしたりした。この作業に当たっては、システム上で処理を行った。なお、データの加工について対象のシステム・件数をログに出力する等を行っていないため、当該作業が発生したシステム名や件数は不明である。

7.5 マスキング

データ分析の際に個人情報を含むデータを分析主体に受け渡す必要があったため、データ受け渡し前に以下の方針でマスキングを日本コンピューターが行った。

- 文字列項目のうち、50 文字以上を管理する項目をすべて <空白> とした。
- 住民記録上の氏名、住所はすべて伏字 ("*") とした。
- 住民記録上の宛名番号に該当する項目はすべて暗号化を行った（ランダムで一意的な値に変換するため不可逆変換であった）。
- 加工後は報告書を以て府中町への説明・報告を実施し、府中町の承認を得た。

加工後の情報の授受については、庁舎内で該当サーバにUSBメモリを差し込んでデータを格納し、日本コンピューターが庁内に設置したVPN接続の端末にそのデータを、USBを用いて移した。その後、当該端末から日本コンピューターのプライベートクラウドにファイルを格納した。また、受領したデータは日本コンピューターの規定により、「借用品」として管理を行った。

なお、子どもデータ統合システムに格納した際は、マスキングは行っていない。また、上記マスキング処理で伏字

にした背景として、マスキングしたデータを利用したテスト環境を構築しており、氏名・住所を空白とした場合、システム表示上見づらいことから理由である。

7.6 外字

本実証事業では、帳票などの形で外部に情報を提供することがなく、府中町内部の職員がデータを確認するのみであったため、データ項目の外字対応は生じなかった。

8 システムによる判定基準の設計と評価

こどもデータ統合システムにおけるリスク判定機能を開発するにあたって、これまでの福祉や教育などのこどもの育ちに関係する様々な情報を用いて、虐待リスクのあるこどもの要因を分析し、虐待リスク予測モデルを作成した。最終的には、分析により作成された虐待リスク予測モデルをこどもデータ統合システムに搭載し、虐待リスクを可視化することで、支援時の参考指標にすることを目指した。

8.1 データ分析と分析結果の評価

1) データ分析とその結果

今回取得したデータについては、前述の通り、今回活用した日本コンピューターのパッケージシステムが dataDiver と連携しているため、本実証事業でも同ツールを使って分析を行った。

虐待リスクの予測モデルを開発するための分析として、表8-1のデータ項目を分析主体に連携した。なお、No.14-39のデータはネウボラふちゅうが管理しているネウボラかるてのデータ項目である。

表 8-1 判定機能開発のために用いたデータ項目

| No. | データ名 | No. | データ名 |
|-----|----------------|-----|----------------|
| 1 | 住基情報 | 20 | 生後2週4週コール |
| 2 | 相談台帳 | 21 | 9か月児のびのび赤ちゃん広場 |
| 3 | ひとり親医療費助成 | 22 | 乳幼児) 随時健康相談 |
| 4 | 子ども医療費助成 | 23 | 乳幼児) 健康・栄養相談 |
| 5 | 保育所所属 | 24 | 乳幼児) 随時栄養相談 |
| 6 | 児童扶養手当 | 25 | 乳幼児リスク管理 |
| 7 | 児童手当 | 26 | 母子健康手帳交付・受診券交換 |
| 8 | 就学援助 | 27 | 妊娠中期産前コール |
| 9 | 生活保護 | 28 | 妊娠中期マタニティ教室 |
| 10 | 障害児通所支援 | 29 | 妊婦健康診査 |
| 11 | 療育手帳 | 30 | 産婦健康診査 |
| 12 | 精神手帳 | 31 | 産後ケア |
| 13 | 身障手帳 | 32 | 妊婦) 随時健康相談 |
| 14 | 1歳6か月児健診 | 33 | 妊婦) 健康・栄養相談 |
| 15 | 3歳児健診 | 34 | 妊婦) 随時栄養相談 |
| 16 | 乳児健診 | 35 | 妊婦リスク管理 |
| 17 | 4か月児すこやか赤ちゃん広場 | 36 | フォロー情報 |
| 18 | 赤ちゃん訪問 | 37 | プロフィール(出生時情報等) |
| 19 | 出生連絡票 | 38 | 従事者テーブル |
| | | 39 | 乳幼児予防接種 |

このデータのうち、母親に紐づくデータ(妊娠時からの情報)については分析から除外している。母子の結び付けができていないデータが少なかったためである。ネウボラかるてには妊娠届出を始めた妊婦や産婦の情報が存在し、通常は1回の出産につき1つの妊娠届出や子どもが結びつくはずだが、子どもが出生した時点で、システム上で母の妊娠届け出に対して産まれた子の情報が結び付けられていないと、その後の異動等による家族構成の変化により、後から母子の結び付けを行うことが困難になる。今回はこのように母と子の情報が結びついているデータの件数が少なかったため、母親に紐づくデータについては使用していない。

これらを踏まえ、分析対象となったデータ項目とその件数は表8-2の通りである。分析の対象者は計8,262人であった。それぞれの項目において空白となっている年度がある主な理由は以下の通りである。

- 精神手帳：申請があった対象者のみ該当するため、大多数は精神手帳の申請をする状況ではないことから、件数は低かった。
- 就学援助：精神手帳と同様に、その制度を必要とする場合のみ該当するために件数に差があった。また、就学援助であるため未就学児について当該データは存在しない。
- 保育所所属：未就学児についてのみ該当するデータであるため。
- 1歳6か月健診・3歳児健診・4か月児すこやか赤ちゃん広場・赤ちゃん訪問：まだ該当年齢に達していない生まれ年度の子どもについてはデータがないため。また、母子保健システムの稼働開始時期が関係している(2014年度、2015年度生まれの子どもからデータが存在する)。

なお、本分析で用いたデータは全て「該当・非該当」の2値データとなっており、これら欠損しているデータについては全て「非該当」として分析をした。

表 8-2 分析の対象となったデータ項目とその件数

| 生まれ年度 | 住基 | 相談台帳 | ひとり親医療費助成 | 子ども医療費助成 | 生活保護 | 障害児通所支援 | 療育手帳 | 身障手帳 | 精神手帳 | 就学援助 | 保育所所属 | 1歳6か月児健診 | 3歳児健診 | 乳児健診 | 4か月児すこやか赤ちゃん広場 | 赤ちゃん訪問 | プロフィール(出生時情報等) | 乳幼児予防接種 |
|-------|-------|------|-----------|----------|------|---------|------|------|------|------|-------|----------|-------|-------|----------------|--------|----------------|---------|
| 2020 | 596 | 9 | 5 | 454 | 2 | 1 | 1 | 1 | | | 238 | 441 | 4 | 539 | | | 562 | 566 |
| 2019 | 663 | 15 | 7 | 464 | 3 | 3 | 1 | | | | 266 | 502 | | 535 | 218 | 223 | 399 | 585 |
| 2018 | 663 | 18 | 10 | 427 | 4 | 17 | 7 | 5 | | | 305 | 445 | 477 | 517 | 444 | 449 | 655 | 616 |
| 2017 | 763 | 13 | 7 | 501 | 5 | 19 | 6 | 2 | 3 | | 344 | 516 | 716 | 574 | 515 | 529 | 746 | 692 |
| 2016 | 766 | 16 | 11 | 454 | 4 | 18 | 6 | 2 | 1 | | 309 | 521 | 531 | 567 | 500 | 526 | 117 | 719 |
| 2015 | 759 | 16 | 25 | 422 | 6 | 18 | 12 | 2 | | 87 | | 501 | 509 | 541 | 192 | 208 | 56 | 710 |
| 2014 | 788 | 15 | 22 | 425 | 9 | 23 | 14 | 11 | 5 | 100 | | 308 | 531 | 539 | | | 47 | 723 |
| 2013 | 816 | 11 | 17 | 439 | 8 | 30 | 16 | 5 | 2 | 109 | | | 541 | 556 | | | 59 | 749 |
| 2012 | 862 | 18 | 20 | 451 | 4 | 25 | 14 | 6 | 4 | 100 | | | 127 | 542 | | | 57 | 782 |
| 2011 | 810 | 17 | 18 | 401 | 3 | 26 | 11 | 2 | 3 | 79 | | | | 545 | | | 46 | 737 |
| 2010 | 776 | 9 | 24 | 353 | 4 | 24 | 8 | 1 | 4 | 98 | | | | 270 | | | 33 | 712 |
| 計 | 8,262 | 157 | 166 | 4,791 | 52 | 204 | 96 | 37 | 22 | 573 | 1,462 | 3,234 | 3,436 | 5,725 | 1,869 | 1,935 | 2,777 | 7,591 |

虐待される可能性の予測確率を算出する分析においては、本来は縦断的分析を行うことが望ましい。例えば、「出生時や1歳児などの時点を決めて、その時点で把握できている情報を使い、3年以内に虐待が発生する確率を予測する」といった分析が望まれる（下図8-1参照）。しかし、このような分析を行うためには、使用するデータが以下の条件を満たす必要がある。

- 個人ごとに縦断分析の起点となる“ある時点”で、同じデータ項目を保持している集団であること。
- 要因と結果の時系列が明確であること。

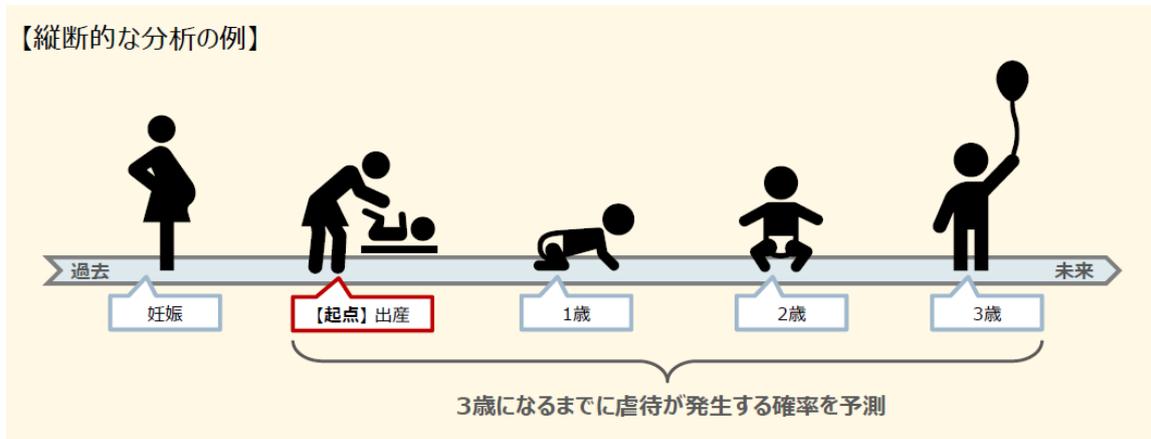


図 8-1 縦断的分析の例

しかし、今回使用可能であったデータは、この条件について以下2点の課題があった。

- 前述の通り、各年度のデータに欠損が多く、生まれ年度により紐づくデータが大きく異なること。
- 相談台帳（要対協リスト）の登録日が分からないこと。

2つ目の課題については、相談台帳には「登録日」という項目があり、相談台帳に登録された日付が入力されるが、年度をまたいで継続となる場合では「登録日」を翌年度に繰り越して更新されており、いつ相談台帳に登録されたのか、いつから虐待の疑いがあると認識されていたかを正確に把握できない状態であった。そのため、要因（＝家庭環境等）と結果（＝相談台帳に登録された）の時系列を明確にできず、ある要因に該当して

いるから相談台帳に登録されたのか、あるいは相談台帳に登録されている子だから要因に該当しているのか、といった前後関係を突き詰めることができない。例えば、下図のケースでは、相談台帳に登録された時点で離婚はしておらず、登録後に離婚している。つまり、登録時点での家庭状況として、“ひとり親”という要素はない。しかし、「登録日」が更新されることにより、最初に相談台帳に登録された日が分からなくなるため、相談台帳への登録時点で“ひとり親 だったかどうかといった家庭状況を正確に把握できないことがある。

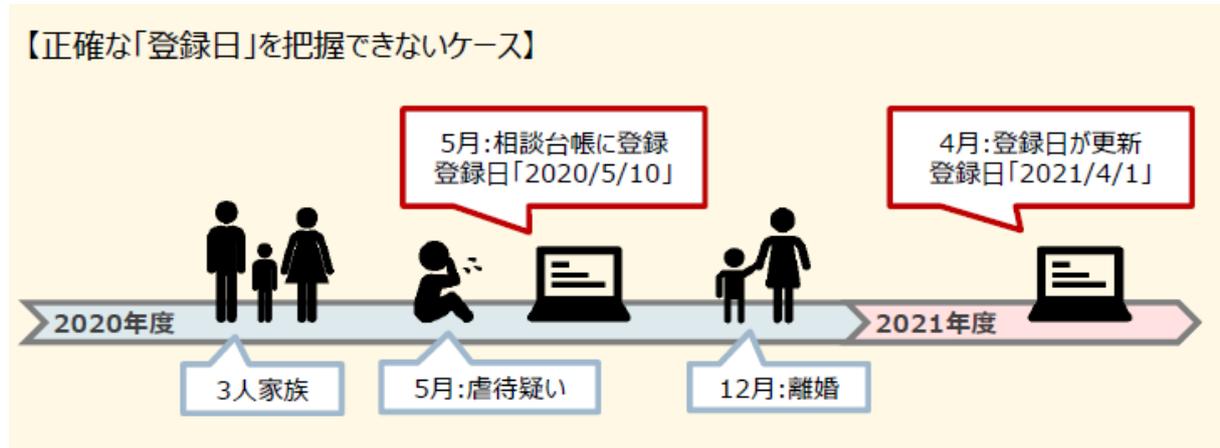


図 8-2 正確な「登録日」を把握できないケース

上記の課題を踏まえ、縦断的分析ではなく、現時点においてこどもに紐づくデータとこどもの「虐待の有無」を示すデータを予測するロジスティック回帰分析を行った。

ロジスティック回帰分析は、目的変数が2値のデータ（本分析では虐待の有無）について、複数の説明変数（本分析では生活保護受給の有無、就学援助受給の有無などのデータ）を使った式で表し、説明変数を用いてある事象が起こる確率（本分析では虐待有である確率）を予測する分析である。今回の分析では、「虐待の有無」を示す便宜的な指標として、以下2つの目的変数を設定した

- ① 相談台帳に相談種別が虐待として登録されたかどうか（表 8-3 の赤網掛け部分）
- ② ネウボラかるてのプロフィール情報の「要管理」が“要対協”もしくは“要対協（終結）”であるかどうか（表 8-4 の赤網掛け部分）

上記①については、虐待通告及び相談があった場合に調査を行って受理会議をし、「要支援児童」もしくは「要保護児童」として登録したデータとなる。②に関しては、①同様のプロセスを経て「要支援児童」もしくは「要保護児童」として登録したデータを示しているが、母子保健の部局が管理しているデータであり、終結したケースについても記録しているため件数が多くある。

表 8-3 相談台帳の相談種別ごとの人数

| 相談種別 | 人数 |
|------------------|-----|
| 01 養護相談（児童虐待） | 122 |
| 02 養護相談（その他） | 20 |
| 03 保健相談 | 0 |
| 04 障害相談（肢体不自由） | 0 |
| 05 障害相談（視聴覚障害） | 0 |
| 06 障害相談（言語発達障害等） | 0 |
| 07 障害相談（重症心身障害） | 1 |
| 08 障害相談（知的障害） | 0 |
| 09 障害相談（発達障害） | 2 |
| 10 非行相談（ぐ犯行為等） | 0 |
| 11 非行相談（触法行為等） | 0 |
| 12 育成相談（性格行動） | 1 |
| 13 育成相談（不登校） | 9 |
| 14 育成相談（適性） | 1 |
| 15 育成相談（育児・しつけ） | 0 |
| 16 その他の相談 | 1 |
| 計 | 157 |

表 8-4 ネットワークからプロフィール（出生時情報等）情報の「要管理」該当者数

| 生まれ年度 | 相談台帳 登録者数 (児童虐待) | プロフィール・要管理 | | | | | | 総計 |
|-------|------------------------|------------|-------------|---------------|---------------|-------|-------|-------|
| | | 要対協 | 要対協 (終結) | 要管理 (事業管理) | 要管理 (地区管理) | 要管理候補 | 情報なし | |
| 2020 | 9 | 9 | 9 | 2 | 2 | 542 | 34 | 598 |
| 2019 | 13 | 15 | 22 | | 1 | 361 | 264 | 663 |
| 2018 | 15 | 18 | 24 | 1 | 2 | 611 | 8 | 664 |
| 2017 | 9 | 20 | 28 | | | 696 | 17 | 761 |
| 2016 | 14 | 19 | 35 | | | 62 | 652 | 768 |
| 2015 | 12 | 26 | 30 | | | | 703 | 759 |
| 2014 | 12 | 21 | 26 | | | | 739 | 786 |
| 2013 | 9 | 19 | 40 | | | | 756 | 815 |
| 2012 | 11 | 20 | 37 | | | | 806 | 863 |
| 2011 | 10 | 15 | 31 | | | | 767 | 813 |
| 2010 | 8 | 10 | 23 | | | | 739 | 772 |
| 計 | 122 | 192 | 305 | 3 | 5 | 2,272 | 5,485 | 8,262 |

また、上記①、②に該当する確率を予測する指標（説明変数）として、下表に示されているデータ項目を用いた。なお、ネットワークからの各情報には数百以上もの項目があり、生活環境等を把握することができる質問

票の項目を中心に下表の通り選定した。具体的には、厚生労働省が実施している「健やか親子21²²」にて、母子保健課調査として調査・把握している項目のうち、必須問診項目となっていること、及び指標には健康水準の指標、健康行動の指標、環境整備の指標、参考とする指標があるが、健康水準の指標、健康行動の指標、環境整備の指標から項目を選定した背景がある。また、必須ではないものの、推奨問診項目となっている項目のうち、日本コンピューターの他自治体での分析実績において有意であったものを選定した。

表 8-5 分析に用いた説明変数の一覧①

| No. | ネウボラかるて | | | 説明変数 | 内容 |
|-----|-----------------|--------------|--------------------|-----------------------------------|--------|
| | 1歳6か月児 健診・歯科 | 3歳児 健診・歯科 | 4か月児すこやか 赤ちゃん広場 | | |
| 1 | | | | 性別 | 男、女 |
| 2 | | | | ひとり親医療費助成（認定） | 該当、非該当 |
| 3 | | | | 保育所情報あり | 該当、非該当 |
| 4 | | | | 子ども医療費助成（認定） | 該当、非該当 |
| 5 | | | | 障害児通所支援あり | 該当、非該当 |
| 6 | | | | 療育手帳 程度（A、B、㉔、㉕） | 該当、非該当 |
| 7 | | | | 精神手帳 等級（1級、2級、3級） | 該当、非該当 |
| 8 | | | | 身障手帳 総合等級（1級、2級、3級、4級、5級、6級） | 該当、非該当 |
| 9 | | | | 生活保護（受給中、取り扱い歴あり） | 該当、非該当 |
| 10 | | | | 就学援助（支給中、取り扱い歴あり） | 該当、非該当 |
| 11 | ○ | ○ | ○ | 母親の喫煙あり | 該当、非該当 |
| 12 | ○ | ○ | ○ | 父親の喫煙あり | 該当、非該当 |
| 13 | ○ | ○ | ○ | 育てにくさの解決方法知っている（いいえ） | 該当、非該当 |
| 14 | ○ | ○ | ○ | 父親は育児をするか（ほとんどしない・何とも言えない） | 該当、非該当 |
| 15 | ○ | ○ | ○ | 育てにくさを感じる（いつも・時々） | 該当、非該当 |
| 16 | ○ | ○ | ○ | この地域で今後も子育てしたい（思わない・どちらかと言えば思わない） | 該当、非該当 |
| 17 | ○ | ○ | ○ | ゆったりと過ごせる時間がある（いいえ・何とも言えない） | 該当、非該当 |
| 18 | ○ | ○ | ○ | 育児は楽しい（いいえ・どちらとも言えない） | 該当、非該当 |

※ネウボラかるての列について、○がついているうちいずれかで該当しているか否かを説明変数としている。

表 8-6 分析に用いた説明変数の一覧②

| No. | ネウボラかるて | | | 説明変数 | 内容 |
|-----|-----------------|--------------|--------------------|----------------------|--------|
| | 1歳6か月児 健診・歯科 | 3歳児 健診・歯科 | 4か月児すこやか 赤ちゃん広場 | | |
| 19 | ○ | ○ | ○ | 育児は疲れる（はい・どちらとも言えない） | 該当、非該当 |
| 20 | ○ | ○ | ○ | しつけのし過ぎ | 該当、非該当 |
| 21 | ○ | ○ | ○ | 感情的に叫んだ | 該当、非該当 |
| 22 | ○ | ○ | ○ | 家に残して外出 | 該当、非該当 |
| 23 | ○ | ○ | ○ | 食事を与えなかった | 該当、非該当 |
| 24 | ○ | ○ | ○ | 感情的に怒鳴った | 該当、非該当 |
| 25 | ○ | ○ | ○ | 子どもの口をふさいだ | 該当、非該当 |
| 26 | ○ | ○ | ○ | 激しく揺さぶった | 該当、非該当 |
| 27 | ○ | ○ | ○ | 親に頼れないが誰かに頼れる | 該当、非該当 |
| 28 | ○ | ○ | ○ | 誰にも頼れない | 該当、非該当 |
| 29 | ○ | ○ | ○ | 子どもについて心配 | 該当、非該当 |
| 30 | ○ | ○ | ○ | パートナーについて心配 | 該当、非該当 |
| 31 | ○ | ○ | ○ | 父母／義父母について心配 | 該当、非該当 |
| 32 | ○ | ○ | ○ | 育児仲間について心配 | 該当、非該当 |
| 33 | ○ | ○ | ○ | 最近の心身の調子よくない | 該当、非該当 |
| 34 | ○ | ○ | ○ | 経済状況苦しい | 該当、非該当 |
| 35 | | | ○ | （妊娠中）母親の飲酒 | 該当、非該当 |
| 36 | ○ | ○ | | 清掃不良 | 該当、非該当 |

※ネウボラかるての列について、○がついているうちいずれかで該当しているか否かを説明変数としている。

²² URL : <https://sukoyaka21.mhlw.go.jp/>

表 8-7 分析に用いた説明変数の一覧③

| No. | ネウボウかるて | | | 説明変数 | 内容 |
|-----|-----------------|--------------|--------------------|--------------------|------------------------|
| | 1歳6か月児 健診・歯科 | 3歳児 健診・歯科 | 4か月児すこやか 赤ちゃん広場 | | |
| 37 | ○ | | | 虫歯1以上 | 該当、非該当 |
| 38 | | ○ | | 虫歯3以上 | 該当、非該当 |
| 39 | | ○ | | ぶくぶくがいをしている（いいえ） | 該当、非該当 |
| 40 | | ○ | | 母さんは子どもとよく遊ぶ（いいえ） | 該当、非該当 |
| 41 | | ○ | | 父さんは子どもとよく遊ぶ（いいえ） | 該当、非該当 |
| 42 | | | ○ | 産後の指導・ケアは十分だったか | 該当、非該当 |
| 43 | | | ○ | 妊娠中に働いていたか | 該当、非該当 |
| 44 | | | ○ | 妊娠中に職場から配慮されたか | 該当、非該当 |
| 45 | ○ | ○ | | 仕上げ磨き（子供のみ・磨いていない） | 該当、非該当 |
| 46 | ○ | | | 総合判定 | 異常なし、要経過観察、要精密、要治療、既医療 |
| 47 | ○ | | | 歯科判定 | 異常なし、要清掃、経過観察、要治療 |
| 48 | | ○ | | 総合判定 | 異常なし、要経過観察、要精密、要治療、既医療 |
| 49 | | ○ | | 歯科判定 | 異常なし、要清掃、経過観察、要治療 |
| 50 | ○ | ○ | ○ | お母さんの仕事（働いていない） | 該当、非該当 |
| 51 | ○ | ○ | ○ | お父さんの仕事（働いていない） | 該当、非該当 |
| 52 | ○ | ○ | ○ | お母さんの体調（不調） | 該当、非該当 |
| 53 | ○ | ○ | ○ | お父さんの体調（不調） | 該当、非該当 |

※ネウボウかるての列について、○がついているうちいずれかで該当しているか否かを説明変数としている。

上記の条件を踏まえ、下表の概要に示すように、2つのアウトカムの分析モデルの分析を行った。

表 8-8 分析の概要

| | |
|----------|---|
| 対象者の生年月日 | 2010/4/2～2021/4/1 |
| 使用データ | 子に紐付くデータ（表8-2参照） |
| 分析対象件数 | 8,262人 |
| アウトカム① | 相談台帳に相談種別が虐待として登録された者 ※以下、「相談台帳（虐待）」に該当する者とする。 |
| アウトカム② | プロフィール情報の「要管理」が「要対協」または「要対協（終結）」である者 ※以下、「要対協（終結含む）」に該当する者とする。 |
| アウトカム①件数 | 122人（分析対象のうち 1.47%） |
| アウトカム②件数 | 497人（分析対象のうち 6.02%） |
| 分析手法 | ロジスティック回帰分析 |

分析の結果を踏まえ、後述8.2節で虐待リスクの判定アルゴリズムを構築した。アウトカム①については、データ数が少ないことから判定アルゴリズムの構築には用いず、アウトカム②の結果のみを用い、アウトカム②に対して統計的に有意な説明変数を用いて虐待リスクの判定を行った。それぞれの説明変数の結果については、今後分析の精緻化が必要であり、分析結果は利用データの改善や蓄積により随時更新されることから掲載しないこととした。

有意となった説明変数に該当するか否かでアウトカム②に該当する予測確率を算出できる²³。後述の判定

²³ ロジスティック回帰の一般的な予測確率の算出式による。

機能における「リスクスコア」はこの予測確率の数値である。

2) 分析結果の評価

ロジスティック回帰分析では、説明変数をもとにアウトカムに該当する確率を算出する。本来は、算出時点でアウトカムに該当していない子が将来どれくらいの確率でアウトカムに該当するのかを予測するものである。しかし、今回の分析では図8-2で示した通り、何歳時点の子がいつまでの間にアウトカム該当となるのかを分析したものではないため、予測確率の解釈には注意が必要である。つまり、今回算出された予測確率は将来を予測する数値としてではなく、あくまで現時点での保持している情報を使ってアウトカム（「要対協（終結含む）状態に該当すること」との傾向をスコアリングしているものであるととらえたほうが良い。

ただ、本モデルによって予測確率が高く算出されたこどもは複数の要因が絡むなど現に困難な状況にある家庭となっており、これらのこどもは今回のモデルを活用することで発見できたものであるため、モデルの有用性はあると判断し活用することとした。なお、「予測確率」を算出している予測モデルではあるが、あくまで虐待に関連する要因を多く抱えていることを示す数値であり、実際に虐待の危険性があるかどうかは人によるアセスメントで行ったことは留意したい。

また、参考として、本予測モデルの精度を評価する指標を以下表8-9に示した。これらの指標を算出するためには、予測確率に閾値（カットオフ値）を設定し、虐待の可能性があるかないか（陽性・陰性）に分ける必要がある。そのため、後述8.2節の通り、今回実際に運用した際の閾値50%と、検討をしていた15%や20%を閾値として設定した場合の各指標を示している。特に、虐待リスクの予測では以下指標のうち「感度」、つまり要対協登録をされているこどもをどれだけ予測できるかが重要であると考えられ、そのようなこどもを多く拾えるように閾値を設定していくことが重要である。

表 8-9 本予測モデルの予測確率を閾値 15%、20%、50%と設定した場合の予測精度の各指標

| 閾値 | 15.00% | 20.00% | 50.00% |
|--------------------------|--------|--------|--------|
| 全体の精度（正解率） ²⁴ | 92.25% | 93.60% | 94.26% |
| 陽性適中率（適合率） ²⁵ | 32.08% | 43.10% | 65.33% |
| 陰性適中率 ²⁶ | 95.31% | 95.06% | 94.53% |
| 感度（再現率） ²⁷ | 25.75% | 20.12% | 9.86% |

²⁴ すべての予測のうち、正解した予測の割合。本予測モデルにおいては、（虐待ありと予測し実際に要対協登録されていたこどもの数） + （虐待なしと予測し実際に要対協登録されていないこどもの数）を全体のこどもの数で割った値。

²⁵ アウトカム該当と予測したうち、実際に該当していた割合。本予測モデルにおいては、（虐待有と予測し実際に要対協登録されていたこどもの数） ÷ （虐待有と予測したこどもの数）の割合。

²⁶ アウトカム非該当と予測したうち、実際に非該当であった割合。本予測モデルにおいては、（虐待なしと予測し実際に要対協登録されていないこどもの数） ÷ （虐待なしと予測したこどもの数）の割合。

²⁷ 実際にアウトカム該当しているうち、該当と予測できた割合。本予測モデルにおいては、（実際に要対協登録されていて、虐待ありと予測されたこどもの数） ÷ （実際に要対協登録されているこどもの数）の割合。

| | | | |
|-------------------|--------|--------|--------|
| 特異度 ²⁸ | 96.51% | 98.30% | 99.67% |
| F値 ²⁹ | 28.57% | 27.43% | 17.13% |

8.2 判定基準の構築と評価

本分析の予測モデルから算出される予測確率を「リスクスコア」として「こどもデータ統合システム」で表示する。このリスクスコアを用いて、判定基準を作成していった。本来はリスクスコアが1%でもついているこども全員に対して支援対象にするかどうかの検討をすることが理想であるものの、子ども家庭総合支援拠点の家庭児童相談員が確認できるこどもの数にも限界があるため、一定の判定基準を設けることとなった。予測確率ごとの該当者の分布は表8-10の通りである。

表 8-10 予測確率ごとの該当者の分布

| 予測確率 | 該当者数 (人) | 割合 |
|-------------|----------|---------|
| 34% 超～ 100% | 112 | 1.36% |
| 18% 超～ 34% | 190 | 2.30% |
| 10% 超～ 18% | 330 | 3.99% |
| 6% 超～ 10% | 848 | 10.26% |
| 4% 超～ 6% | 3,837 | 46.44% |
| 3% 超～ 4% | 2,945 | 35.65% |
| 0% 超～ 3% | 0 | 0.00% |
| 合計 | 8,262 | 100.00% |

} 82.09%

20%以上としてリスクスコアの分布をみると抽出結果は251名で、15%とするとさらに134名増え、15%以上では385名になった。この人数になると、すべて調査をしたとしても、現状の支援体制では見守りの仕組みができず、継続支援ができないことが懸念された。今後の持続可能な支援の在り方を考えるため、まずは、スモールステップで検証すべきと判断し、50%に設定することとした。50%以上では、59名が抽出された。基本的に、リスクスコアの高いこどもから支援をする、という考えで進めている。

上記予測モデルをベースに、第2章支援業務の実施手順で触れた業務フローに従って、リスクスコア50%以上で抽出された児童を対象に、これまで発見できなかった、潜在的に支援が必要な児童数を調査した。これまで発見できなかった、潜在的に支援が必要な児童数について、就学後の児童は、調査の流れに基づき発見した要支援児童及び見守り対象児童を「これまで把握できなかった支援を必要とする児童」とした。就学前の児

²⁸ 実際にアウトカム非該当のうち、非該当と予測できていた割合。本予測モデルにおいては、（実際に要対協登録されておらず、虐待なしと予測されたこどもの数）÷（実際に要対協登録されていないこどもの数）の割合。

²⁹ 適合率と再現率の調和平均を取った値。適合率と再現率はトレードオフの関係であり、閾値を変えて一方が上がるともう一方は下がるため、両者が同時にできるだけ高くなるように参照する値。

童は、母子保健管理（ネウボラで要対協登録はしないがフォローの必要性があると判断されたこども）ではなく、調査の流れに基づき発見した要支援児童及び見守り対象児童を「これまで把握していない支援の必要な児童」とした。

調査の結果、今回、現在把握していないこども・家庭について、潜在的に支援が必要な児童として就学後10人（本調査以外に把握できた1人を含む³⁰）、就学前4人を把握した。

表 8-11 調査結果（就学後）

（就学後）潜在的に支援が必要な児童 9人

※本調査以外で把握した支援の必要な児童 1人

| 調査 | | | | |
|-----|-----|-----------|-------------|-----------------|
| 対象者 | 要対協 | 要支援 児童 | 見守り 対象児童 | 支援を必要と しない児童 |
| 44人 | 15人 | 2人 | 7人 | 20人 |

表 8-12 調査結果（就学前）

（就学前）潜在的に支援が必要な児童 4人

| 調査 | | | | | |
|-----|-----|------------|-----------|-------------|---------------------|
| 対象者 | 要対協 | 母子保健 管理 | 要支援 児童 | 見守り 対象児童 | 支援を必 要としない 児童 |
| 14人 | 7人 | 3人 | 0人 | 4人 | 0人 |

9 事業効果の評価・分析

9.1 支援業務の試行結果

広島県・府中町では、本実証事業の効果検証方法を下図9-1のように整理した。今年度の実証期間においては、実際に支援の効果が発現するまでに至らず、アウトプット部分での試行にとどまる。

³⁰ 調査対象とは別に支援の必要な児童1人の情報提供があった。

効果検証方法

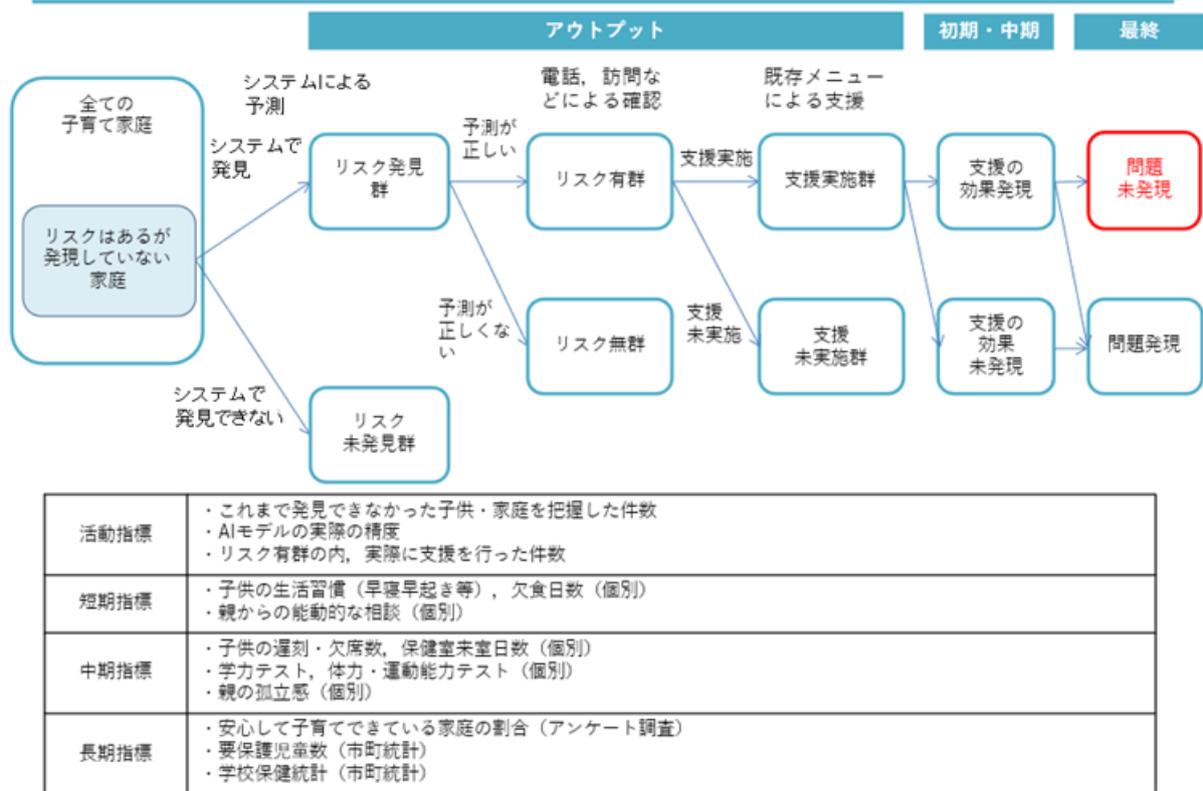


図 9-1 効果検証法の整理

まず、実際のアウトリーチ型支援について、今回は、潜在的に支援が必要な児童として、就学後は44人を調査し10人、就学前は14人を調査し、4人を把握した。

実際の支援実施までには至らなかったものの、リスクスコアが高く（80%以上）、要対協登録児童・要対協終結児童として把握していなかった児童について調査をしたところ、ひとり親で兄弟姉妹が多く、生活保護受給を過去に受けていた状況にいるこどもや親のメンタルヘルスに問題があり、虞犯（ぐはん）、もしくは非行を行っている兄妹がいるこどもなど、困難な状況にいるこどもが発見された。

また、業務効率化の観点について、要保護児童対策地域協議会実務者会議（年4回開催）における資料作成時間は以下図9-2の通り、システム導入前と比較して1/3に減少した。

一 要保護児童対策地域協議会実務者会議（年4回開催）における資料作成時間の短縮

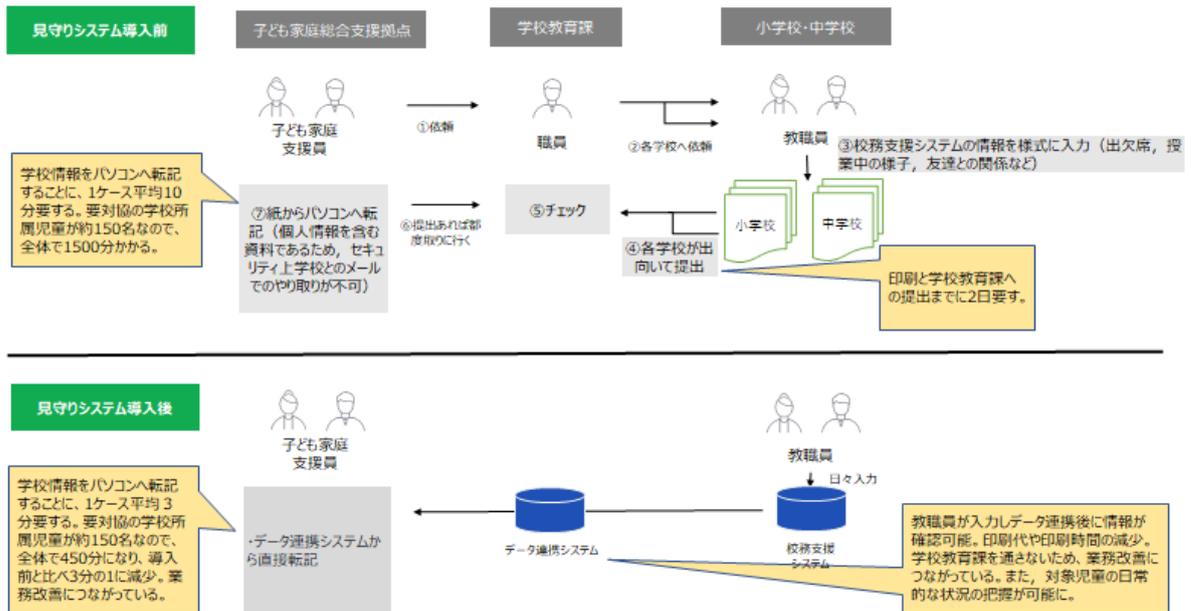


図 9-2 要保護児童対策地域協議会実務者会議（年4回開催）における資料作成時間の短縮

また、虐待通告時の情報収集、資料作成時間についても、図9-3、図9-4の通り2日から1日に短縮された。

一 虐待通告時の情報収集時間の短縮

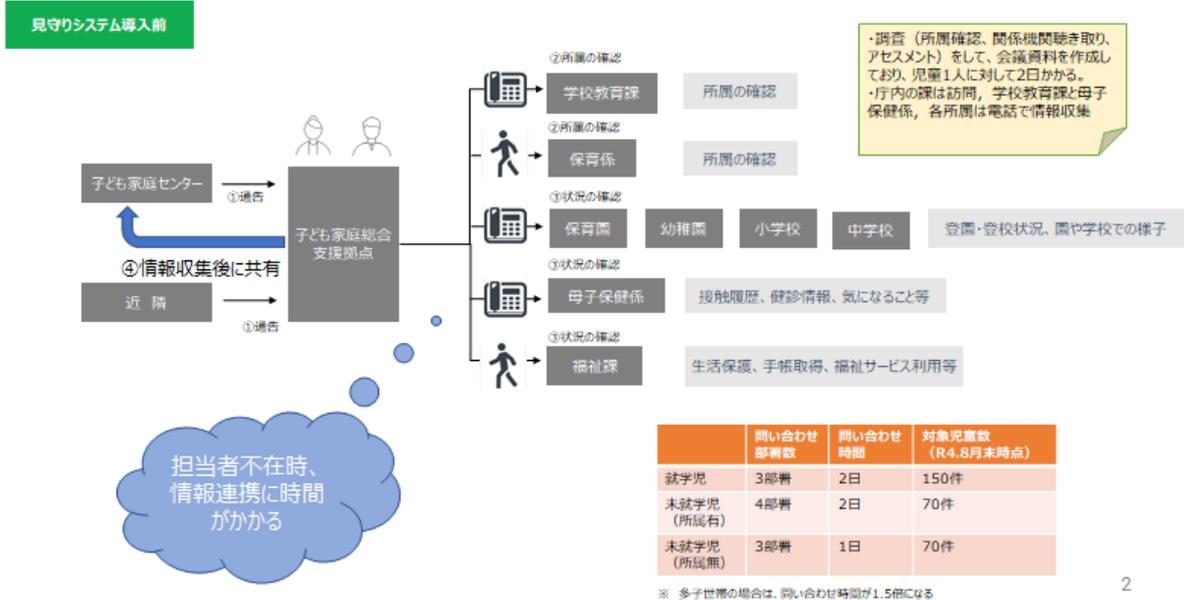


図 9-3 データ連携前の虐待通告時の情報収集時間

虐待通告時の情報収集時間の短縮

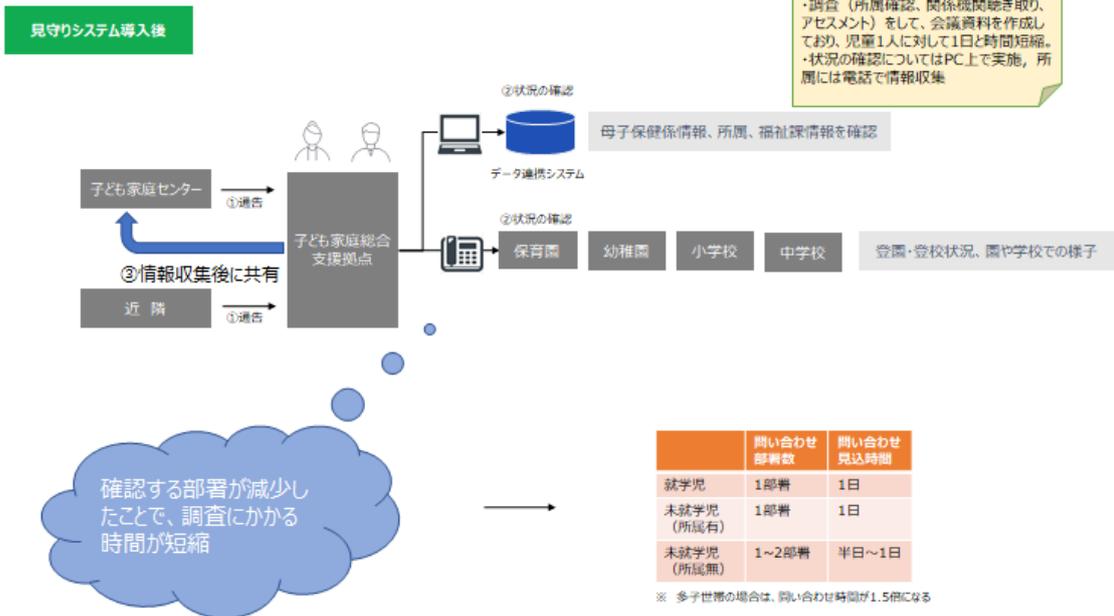


図 9-4 データ連携後の虐待通告時の情報収集時間

これらの業務時間については実際測定した結果が以下図9-5の通りである。府中町では、実証期間前に既に首長部局システムと教育委員会部局システムの連携が行われており、測定されたのは残りの家庭児童相談システムが連携される前の令和4年9~10月の虐待通告・相談にかかる業務量である。その後、家庭児童相談システムが連携された後の業務量は測定できていない。あくまでも、虐待通告・相談にかかる業務フローにおけるそれぞれの業務の削減見込みから算出したものではあるが、月32時間の業務改善が可能であると見込んでいる。

業務の測定にあたっては、つぶさにストップウォッチ等をもって業務時間を測定したわけではないが、日次でそれぞれの業務について要した時間を職員が記録したことで下図のような時間の測定が可能となった。

虐待通告・相談にかかる業務量

調査期間：2022.9. 1～2022. 10.31 通告・相談件数：34人（内特定妊婦1人）/世帯数17件

AI見守りシステム…① タブレット端末…①-2 家児相システム（R5.2導入）…②

業務フロー

| 世帯番号 | 子ども人 | ケース | 通告相談 min | 拠点協議 min | 確認 min | 情報共有 min | 記録作成 min | 受理会議 min | 調査 min | 情報共有 min | 安全確認 | 国情報共有システム min | 面談 min | ケース検討会議 min | 在宅援助 | 進行管理 | | |
|--------|------|------|------------------|----------|-----------------------------------|---------------|-------------------------|----------|-------------------------------------|---------------|----------------------|---------------|---------------------|------------------------------|-----------------------------|-------|------|--------|
| | | 通告元 | 受付時間 電話 来庁 | 手書き資料 | 住基 所属 過去の相談歴 給付・サービス利用状況 | 確認内容 電話が多い | 児童記録票 虐待通告票 相談記録票 | 課内会議 | 所属に確認 関係機関に確認 所属からの返信までの時間を含む | 調査内容 電話が多い | 拠点目視○ 他機関● 不要× | 入力 | 助言指導 情報提供 手続き | 支援機関調整 (会議資料作成) 支援検討協議 | 養育支援訪問事業 所属機関見守り 助言指導 | 実務者会議 | | |
| 1 | 2 | 児相 | 25 | 25 | 50 | 10 | 60 | 5 | 400 | 120 | × | | 6 | 90 | 20 | | | |
| 2 | 3 | 母子保健 | 5 | | 3 | 5 | 40 | 5 | 30 | 20 | × | | 9 | | 10 | | | |
| 3 | 1 | 保護者 | 40 | 40 | 13 | 40 | 55 | 10 | 85 | 60 | ○ | | 3 | 60 | (45) | 90 | | |
| 4 | 1 | 母子保健 | 5 | 5 | 3 | 5 | 20 | 5 | 40 | 10 | × | | 3 | | | 10 | | |
| 5 | 1 | 児相 | 5 | 5 | 15 | 10 | 25 | 5 | 95 | 5 | × | | 3 | | | 10 | | |
| 6 | 3 | 児相 | 15 | 15 | 35 | 15 | 100 | 10 | 15 | 20 | × | | 9 | 20 | | 15 | | |
| 7 | 3 | 児相 | 5 | 5 | 28 | 10 | 15 | 10 | 270 | 10 | × | | 9 | | | 15 | | |
| 8 | 2 | 児相 | 5 | 5 | 40 | 10 | 40 | 10 | 55 | 30 | × | | 6 | 60 | | 20 | | |
| 9 | 2 | 児相 | 10 | 10 | 5 | 5 | 30 | 5 | 60 | 10 | × | | 6 | 30 | | 15 | | |
| 10 | 2 | 母子保健 | 15 | 15 | 5 | 10 | 60 | 5 | 0 | 10 | × | | 6 | | | 0 | | |
| 11 | 2 | 児相 | 10 | 10 | 5 | 5 | 20 | 5 | 15 | 10 | × | | 6 | 20 | | 10 | | |
| 12 | 1 | 児相 | 5 | 5 | 15 | 10 | 50 | 5 | 120 | 10 | × | | 3 | | | 10 | | |
| 13 | 2 | 母子保健 | 10 | 10 | 5 | 5 | 60 | 5 | 240 | 10 | × | | 6 | | | 10 | | |
| 14 | 2 | 児相 | 10 | 15 | 5 | 5 | 30 | 5 | 150 | 10 | × | | 6 | 60 | | 20 | | |
| 15 | 3 | 児相 | 10 | 10 | 30 | 10 | 60 | 5 | 180 | 10 | × | | 9 | | | 10 | | |
| 16 | 1 | 市児相 | 30 | 10 | 5 | 15 | 30 | 10 | 0 | 10 | × | | 3 | | | 20 | | |
| 17 | 2 | 学校 | 10 | 15 | 30 | 10 | 60 | 10 | 60 | 0 | × | | 6 | (30) | 60 | | | |
| 合計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 業務時間 | 33 | | 215 | 205 | 292 | 180 | 755 | 115 | 1815 | 355 | | 99 | | 75 | 345 | 4800 | 9251 | 4625.5 |
| 効果反映時間 | | | 215 | 171 | 122 | 180 | 510 | 115 | 1755 | 355 | | 0 | | | 345 | 1600 | 5368 | 2684 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | 合計 | 月平均 |

①や①-1を用いてケース確認をすることで、アセスメントの偏りが改善する。住基情報ハードコピーなし。
作業時間：1件につき2分削減

①で確認し、住基情報や所属確認が瞬時に可能となった。また、所属確認や給付・サービス利用状況については、他係や他課事業で、相手方の調査回答時間も同様に削減となる。
確認時間：1人につき10分削減

記録は通告内容・子ども数・情報量、関係機関数により作成時間は異なり、相談員の個人差もある。②の利用により、正確かつ必要情報の集約、迅速な作成が期待される。
作成時間推測値：1件30分

①を確認。母子保健情報・接触履歴・学校出欠状況などがわかる。緊急重篤ケースはすぐに詳細情報が必要だが、初動において関係機関から返信を待つ時間が短縮。
母子保健ケース：1件につき15分削減

①-1利用、紙不使用、コスト削減

②は端末を分離しデータ連携の仕組みがあるため、手入力が必要ない。
データ入力作業：1人につき3分削減

(可能性) ①-1を活用し、資料作成時間が短縮。また、紙の紛失など情報漏洩のリスクが軽減。
②に経過記録を入力すると①の接触履歴に反映するので会議での活用検討。
資料作成時間：なし

②の機能により、経過記録概要が進行管理台帳に反映し、帳票印刷可能。R5.5会議から使用予定。短縮作業時間は推測値。(統計処理も同様)
資料作成時間：1/3に削減

| 業務量比較 | 2022.9.1～2022.10.1 通告・相談のあった児童数34人（内特定妊婦1人） 世帯数17件 | | 業務フローにかかるこれまでの業務量（1か月の時間数） | | 業務フローにかかるシステム利用の業務量（1か月の時間数） | | 月32時間の業務改善が可能 |
|-------|--|--|----------------------------|-------|------------------------------|-------|---------------|
| | | | 4626min | ≒ 77h | 2684min | ≒ 45h | |

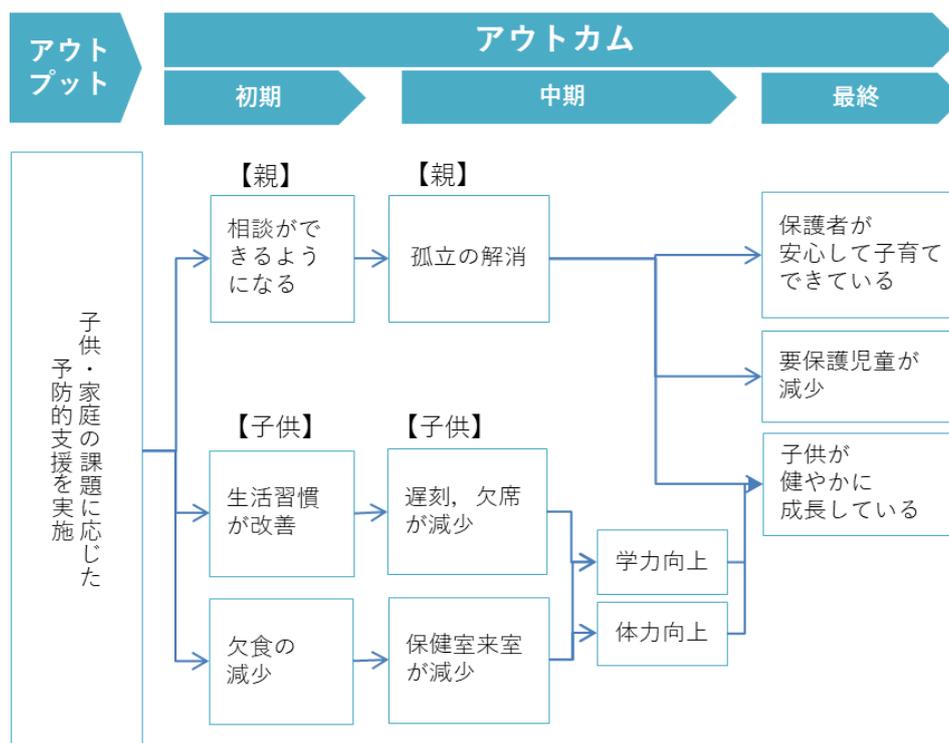
図 9-5 業務量の調査結果

9.2 今後の取組

広島県・府中町では、本実証事業の効果検証にあたり、下図のロジックモデルを整理した。こどもの育ちのリスクを軽減していくという観点で、府中町では、最終アウトカムである「保護者が安心して子育てできている」「要保護児童が減少」「こどもが健やかに成長している」の3つを目標として掲げていて、この目標に向けて、どのような状態になっていることが望ましいかについて、広島県と議論・相談を重ねながら、ロジックモデルの案を具体化させてきた。府中町では、このロジックモデルを参照しながら、実際の支援フローを作っている。

このうち、「アウトプット」部分における件数の把握とそれから導かれる効果の検証については第8章で述べている。本節では、リスク判定の結果支援実施に至ったこどもにどのような効果が見られたかを検証する方法について説明する。

前出の図9-1に記載されている「短期指標」「中期指標」「長期指標」をもって実際の支援の効果を測定する予定である（実証期間内はリスク判定後、支援実施を決定するプロセスまでしか進んでいないため、支援実施後の効果については測定していない）。それぞれの指標については、現状の案として以下図9-6のように整理しており、今後検討していく。



※初期、中期のアウトカム指標については、子供・家庭の状況により課題や支援内容が異なることから、個別のケースごとに変化を追跡する予定（統計や調査ではなく）

図 9-6 支援実施後の効果指標に関する整理

10 全国的な展開方策の検討

転入転出に伴う、何らかのリスクがあることに対する切れ目のない支援については、今後検討が必要である。これまで、要保護の子どもについては、要対協のケース移管という形で、他自治体からも、支援の履歴等の情報提供を受けてきたが、今回の取組は、要対協の登録ケース以外にも対象を広げ、早期支援をしていく取組であり、別の情報連携の仕組みが必要になる。現時点では、要対協登録のケースでなければ個人情報共有できない。

転入・転出は、支援者がいなくなり、見守りが行えなくなる等のリスクを伴うイベントであるため、こうした転出・転入によって生じるリスクを共有できる仕組みがあると望ましい。現時点でも、支援業務の担当者が要配慮と判断した子どもについては、本人同意を得たうえで、県内であれば、転居先の自治体に一緒に訪問し、先方職員とともに、引継ぎを行うような取組を行っている。今回のリスク判定にかかわる情報についても、こうした活動に活用できると良いのではないか。

現在、広島県では、予防的支援構築事業のモデル4市町（府中町、府中市、海田町、三次市）で、統合してデータ分析を行って、縦断的な分析の実現可能性を検討していくことを予定している。その際に課題になるのは、①コスト、②転居の扱いである。①コストについては、今回のようにオンプレミス型で自治体ごとにシステムを作成していくのは、特に中小規模の自治体には財政的負担が大きく、導入の障壁となりうる点が挙げられる。今回のような分析システムについては、クラウドサービス化していくようなことも検討の余地があるだろう。②転居の扱いについては、転居後の自治体ではその家庭・子どものデータがなく、分析モデルが機能しない。個人情報（統合データ）を転居先に提供する法整備が必要である。また、データ項目やデータ形式が異なるため標準化も必要になるだろう。

11 まとめと今後の課題

今回の実証事業を通じて得られた、今後の課題は以下の通りである。

財政的支援/コスト削減の必要性

今後、同じような取組を広げていくためには、コスト削減が重要になる。コスト削減の観点として、まず重要になるのは、データ抽出・連携にかかる工数である。前述のように、現状では、既存の基幹システムからデータをCSVなどで抽出する改修を行う場合、1システムごとに数百万円がかかる。例えば、今回の府中町のケースでは、これまでの合計で、データ抽出のための改修費用として、約22,000千円（うち校務支援システム：約10,000千円）がかかっている。基幹システムは複数のベンダーが管理しており、それぞれと調整が必要となり、調整コストも多大である。今回の事業については、広島県が単県で補助事業を行い、開発費は県が100%負担しているが、県の補助がない場合、市町のみで実施するのはハードルがかなり高く、実現を断念する自治体も出てくるだろう。

オープン化や共同利用型システムの必要性

前述のコスト削減と関連するが、複数の自治体が連携していく際には、各自治体のオンプレミス型システムで

はなく、共同利用型のクラウドシステムを実現していくことも一案であろうと考えられる。また、現状では各ベンダーの仕様に応じてデータ連携の改修をする必要があるが、今後は、データ抽出を前提とするようなシステムの普及が望まれる。また、転居等にも対応できるデータ項目や形式の標準化も必要である。

予防的な段階での支援のあり方

今回主に検討した支援は、予防的な段階で行われる支援であり、本人にとってリスクがまだ顕在化していないこと、また様々な情報をもとに関係者との調整を踏まえて支援対象であると決定しており、本人にとってはなぜ支援対象になったかが分からないため、関わる際には慎重な対応が必要になる。児童虐待の要因は貧困や親のメンタルヘルスなど様々であり、既存の支援制度だけで十分でない可能性がある。

母子保健係や学校はもちろん、福祉の様々な部署も含め、必要な行政サービスの申請に来られた際に、困りごとや今後の関わりを伝えるなど、部署が一体となって「気になる児童」を支える雰囲気醸成が必要である。予防的支援で把握した児童の状況とその要因を踏まえ、既存の支援制度でカバーできない部分があれば新たな支援策を検討する。

児童福祉法及び虐待防止法上の位置づけの明確化

今回の事業において把握する「リスクは高いがまだ危険が顕在化していない児童」について、児童福祉法及び虐待防止法上の位置づけが明確でなく、関係者との個人情報の共有や要保護児童対策地域協議会との連携が不明確である。

児童福祉法第21条の10の5では、要支援児童の恐れがある場合には学校を含む関係機関から市町に情報提供することを求められているが、リスクが顕在化していない児童を把握するために行う関係機関との調整や個人情報の関係機関からの提供に関する根拠が明確ではない。このため、個人情報保護法に沿った対応をしても関係機関との調整時に苦慮している。また、把握した児童は今後リスクが顕在化するおそれがあり、行政として要対協との連携も含めてどのように情報把握をして支援していくのか苦慮している。

また、虐待防止法第6条の通告は、関係機関や近隣住民からの連絡を想定しているが、本実証事業のように、行政の保有する様々なデータを分析しシステム上で児童虐待のリスクが高いと判断される場合は通告の一例としては整理されていないため、通告として調査などを行ってよいのか、要対協に登録してから進めるべきなのかという点も苦慮している。

昨今の虐待件数の増加、重大な事案の発生などから、虐待の予防や早期発見という事業の必要性は高い。このため、予防的段階での関係者間での情報共有や調査、要対協を活用した関係者との連携方法について、児童福祉法及び虐待防止法等の法令や、既存の制度上での位置づけを明確にしてもらいたいと考えている。

更なる情報活用の必要性

今回、リスクスコアを算出するモデルを作成したが、正解データの不足によりデータの精度はまだ高くないと認識している。今後、縦断的な分析に向けては更に数年のデータ蓄積が必要となる。また、税情報の活用も今後の検討課題である。税情報については、児童虐待と家庭の経済的な状況との強い相関があるという研究が複数あり、児童福祉法でも家庭の経済状況などについて、関係機関等から必要な情報を収集することとされている。しかし、地方税法で守秘義務の解除を厳しく制限されており活用できていないのが現状である。

(別添資料)

1) 府中町における家庭児童相談システム導入前の帳票イメージ

| 児童記録票 | | | | | | | | | | |
|-------|------------|-------------|------|-----------|--------------|----------|--------------|----|--|--|
| 受理年月日 | 令和 4年 月 日 | | | | | 相談歴 | 有 | 無 | | |
| 事例番号 | 種別 | | | 担当者 | | | | | | |
| 子ども本人 | ふりがな | 通称 | | 性別 | 生年月日 | | | 年齢 | | |
| | 氏名 | | | 男 | | | | 歳 | | |
| | 保育所 学校等 | 学年 | 担任 | その他 職員 | | | | | | |
| | 本籍地 | 都道府県 (外国籍) | | | | | | | | |
| | 現住所 | | | | | | | | | |
| 保護者 | 氏名 | | | | 続柄 | | | | | |
| | 現住所 | | | | 勤務先 | | | | | |
| | 電話 | | | | (留意) | | | | | |
| 保護者 | 氏名 | | | | 続柄 | | | | | |
| | 現住所 | | | | 勤務先 | | | | | |
| | 電話 | | | | (留意) | | | | | |
| 相談者 | | | | 子どもとの関係 | | | | | | |
| 家庭状況 | 続柄 | 氏名 | 生年月日 | 年齢 | 職業 (就業時間) | 健康 状況 | 備考 (居住地等) | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |

| 児童記録票 | | | | 事例番号 | | - | |
|---------------------------|-----------------|-------------|----|-------|----|----|---|
| 通告者 | | 児の特性 | | 児の状況 | | 特記 | |
| 近隣 | | 発達障害 | | 不登校 | | | |
| 学校 | | 知的障害 | | 自傷 | | | |
| 幼稚園 | | 学習困難 | | 家出 | | | |
| 保育所 | | 疑い | | 暴言暴力 | | | |
| 警察 | | なし | | 盗み | | | |
| こ家C | | その他 (疾病) | | 性的逸脱 | | | |
| その他 | | | | 体調不良 | | | |
| () | | | | 不潔 | | | |
| | | | | 特になし | | | |
| 養育状況 | 父母 | | | 精神疾患 | 父 | 母 | 精神保健福祉手帳(1・2・3級)、自立支援医療利用(病院) 療育手帳(OA・A・OB・B)、身体障害者手帳(級) |
| | ステップファミリー | | | 養育力低 | | | |
| | 父子 | | | 発達障害 | | | |
| | 母子 | | | 依存病 | | | |
| | 社会的養護 | | | 病気 | | | |
| | その他 | | | 疑い | | | |
| | () | | | 孤立 | | | |
| | | | | 特になし | | | |
| 経済状況 | 夫婦不和DV | | | 特になし | | | |
| | 別居 | | | | | | |
| | 生活困窮 | | | | | | |
| | 生活保護 | | | | | | |
| 福祉 サービス 機関等 利用状況 | 保健センター | | | バンビーズ | | | |
| | 幼稚園 | | | パッピーズ | | | |
| | 保育園 | | | その他 | | | |
| | 西部こども 家庭センター | | | (| | | |
| | 子育て支援課 | | | | | | |
| 統計分類 | | | 種類 | | 処理 | | |

| | | | | | | | |
|-----------|--------------------|---------------------|------|------------------------|----|---------|-----|
| 2023/3/26 | 最重・重・中・軽・(危)・要支・なし | | | | | | |
| | (* 調査後の会議等結果により記載) | | | | | | |
| 【決裁日】 | 課長 | 課長補佐 (兼) 保育係長 | 保育係員 | 課長補佐 (兼)子ども 家庭係長 | 主査 | 子ども家庭係員 | 記録者 |
| | | | | | | | |

児童虐待相談・通告受理票

受理日時 令和 年 月 日

受理者

電話・来所

| | | | | | | |
|---|----------|------|----|---------------|-----|--|
| 通告者 | 氏名 | | | 匿名希望 | 連絡先 | |
| | 所属 | | | | | |
| 被虐待児童 | 氏名(ふりがな) | 年齢 | 性別 | 住所 | | |
| | | 歳 | | | | |
| | | 生年月日 | | 祖父携帯: 母携帯: | | |
| 虐待相談・通告の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | | | | | | |
| 【虐待の分類】 <input type="checkbox"/> 身 <input type="checkbox"/> 性 <input type="checkbox"/> ネ() <input type="checkbox"/> 心(面前DV) <input type="checkbox"/> 不明 | | | | | | |
| 【虐待者】 <input type="checkbox"/> 実父 <input type="checkbox"/> 実母 <input type="checkbox"/> 養父 <input type="checkbox"/> 養母 <input type="checkbox"/> 養父 <input type="checkbox"/> 継父 <input type="checkbox"/> 継母 他() *複数有 | | | | | | |
| 発見者(通告者と異なる場合に留意) | | | | | | |
| 虐待の状況(いつ, どこで, だれが, なにを, どのように, どうした) | | | | | | |
| | | | | | | |
| ジェノグラム | | | | | | |
| ・ 通告の意図 <input type="checkbox"/> 子供の保護 <input type="checkbox"/> 調査 <input type="checkbox"/> 相談 <input type="checkbox"/> その他() | | | | | | |
| ・ 通告者の調査への協力 <input type="checkbox"/> 協力できない <input type="checkbox"/> 協力できる(連絡先) | | | | | | |
| ・ 通告者から 保護者の了解を得ているかどうか <input type="checkbox"/> この連絡を承知している <input type="checkbox"/> この連絡を知らない | | | | | | |
| ・ 調査時の配慮 () | | | | | | |

| 被虐待児童及び家族の状況 | | | | | | |
|---------------|---------|------|----|-----|----------------|-----------------------|
| 続柄 | ふりがな | 生年月日 | 年齢 | 住 所 | 職業・保育 ・就学状況 | 子どもの安全確認 (月日, 確認者) |
| | 氏 名 | | | | | |
| 父 | | | | | | |
| 母 | | | | | | |
| 長男 | | | | | | |
| 長女 | | | | | | |
| | | | | | | |
| 調査機関名 担当者等 | 調 査 内 容 | | | | | TEL |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

受理会議記録：令和4年 月 日 () : 午前 午後 時 分開催
出席者： ()

安全確認 即時調査 ・ 48時間以内調査 (対象児童：)
 調査依頼 (依頼先：)
 調査不要(理由： 済) 調査不能 (理由：)

一時保護判定 **【** 緊急・ 発生前 集中援助 継続援助 **】**

対 応 方 針：
 一時保 ((職権・ 同) ※センターのみ)
 対象児童 () 予定日 月 日
 (センター・市町) に調査・対応を依頼
 (家庭・所属・その他：) へ訪問
 保護者 () を呼び出し
 保護者 () に電話
 所属機関 () に児童の対応 (見守り・面接・) を依頼
 関係機関 () に保護者の対応を依頼
 調査を継続
 ケース会議を (開催・依頼) ⇒ 月 日開催
 警察との連携 (情報提供・その他：) ⇒ 月 日済
 医療機関との連携 (情報提供依頼・その他：) ⇒ 月 日済
 (他県・他市) に調査・対応を依頼 (依頼先：) ⇒ 月 日済

2) 子どもの予防的支援構築事業に係る調査の流れ（就学後第1回）

子どもの予防的支援構築事業に係る調査の流れ（就学後）

見守り対象児童にかかる調査

第1回 令和5年3月3日

目的 予防的支援にかかる「見守り対象児童」を見つけ、支援のための情報共有を行う。
個々の実情に応じた継続支援を行うための支援者や支援方針を検討する。

第1回目調査の内容

1. 調査対象（※R5.2.1時点で要保護児童対策地域協議会登録児童を除く）

「見守りシステム」のリスク予測値50パーセント以上の町立小学校在籍の児童

2. 第1回調査の対象数

町立小学校在籍 44名

3. 調査様式

- 様式1 第1回見守り対象児童に係る調査

4. 調査方法

(1) 府中町長が本調査の詳細を示し、教育長へ調査依頼をする。

(2) 学校教育課要対協担当者に児童リストを提出する。

(3) 学校教育課要対協担当者から各学校に調査依頼を行う。

(4) 児童リストをもとに、各学校にて「校内サポート状況」「気になる項目チェック」を行う。

(5) 本調査ヒヤリング日を各学校長と子育て支援課が日程調整のうえ決める。

(6) 学校長と子ども家庭総合支援拠点職員が児童リストを用いてヒヤリングを行い、児童リストをもとに「要支援児童」「見守り対象児童」「支援を必要としない児童」を決定する。

5. その他

(1) 第1回調査の結果について

デジタル庁の支援実証事業において、「これまで把握できなかった支援を必要とする児童」の人数を報告することとしているため、本調査の流れに基づき発見した「要支援児童」及び「見守り対象児童」を「これまで把握できなかった支援を必要とする児童」とする。（※就学前の児童については、様式3の調査の流れに基づき、支援の必要な児童の人数を計上することとしている）

(2) 令和5年度以降の調査について

予防的支援とは、支援の必要な児童を早期に発見し、個別な支援を継続して行うこととしているため、現時点では年に3回の実施を予定しているが、第1回調査を実施した後、「見守

り対象児童」への「見守り方法」を含めて再検討し、本調査の流れを改めることとする。

3) 子どもの予防的支援構築事業に係る調査の流れ（就学前第1回）

子どもの予防的支援構築事業に係る調査の流れ（就学前）

見守り対象児童にかかる調査

第1回 令和5年2月27日

目的 予防的支援にかかる「見守り対象児童」を見つけ、支援のための情報共有を行う。
個々の実情に応じた継続支援を行うための支援者や支援方針を検討する。

第1回目調査の内容

1. 調査対象（※R5.2.1時点で要保護児童対策地域協議会登録児童を除く）

「見守りシステム」のリスク予測値50%以上の就学前の児童

調査時点の就学前の児童は令和5年2月20日～平成28年4月2日生まれ

2. 第1回調査の対象数

計14人（内要対協7人）

3. 調査様式

様式2 第1回見守り対象児童に係る調査（ネウボラ）

4. 調査方法

- (1) 児童リスト（就学前）は子ども家庭総合支援拠点が作成し、調査を行う。
- (2) 様式5の児童リストについて、健診情報や問診情報をもとに「気になる項目」をチェックする。
- (3) ネウボラカンファレンス（1歳半及び3歳児健診後に行われる協議（月に4回））において、健診情報及び児童リストをもとに協議し、「要支援児童」「見守り対象児童」を決める。
「見守り対象児童」とは、ネウボラでフォローしている「要管理児童」や「地区管理児童」ではない、「これまで把握していない支援の必要な児童」とする。
- (4) 3歳児健診等以降に、保育所などへの引継ぎがなされない児童で、地区担当保健師が継続した見守りがあったほうが望ましいと思う児童を見つける。

5. 見守り対象児童にかかる支援について

- (1) 4-(2)(3)による見守り対象児童へのアプローチをネウボラカンファレンスにおいて協議する。
- (2) 基本的には健診時に「サポートTEL」のお知らせを母子保健係で行い、「予期できる連絡」としたうえで、子ども家庭総合支援拠点から児童の保護者にタイミングをみて連絡する。
- (3) 「サポートTEL」のお知らせができない場合は、「イクフレカード事業」による「子育て

広場の案内」や「健診及び予防接種未受診」のフォロー、「利用者支援事業」の「未就園」へのフォローなど個別のアプローチを子ども家庭総合支援拠点が行き、相談ベースにのってもらえるようにする。

- (4) 「サポート TEL」により、支援の要望があった場合は、「養育支援訪問事業」の利用を勧め、訪問などで相談支援を継続する。
- (5) 児童の保護者から「主体的な相談」があることが効果指標の一つで、継続した支援の中で、生活改善などのアンケートが取れるようにしていく。

6. 調査の頻度

- 第1回調査は、本様式4に基づき1回のみ行う。
- 第2回以降の調査については、様式5に基づき実施する。(様式5の内容は検討する)